

第百一回 参議院環境特別委員会會議録第八号

昭和五十九年六月二十七日(水曜日)
午後一時三十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山崎 圭君
理事 山崎 昭子君
委員 山崎 昭子君
飯田 忠雄君

委員 堀木 又三君
河本嘉久蔵君
藤田 栄君
星 長治君
矢野俊比古君
柳川 覺治君
吉川 博君
片山 基市君
菅野 久光君
高桑 栄松君
近藤 忠孝君
中村 鋭一君
美濃部亮吉君
丸谷 金保君

発議者 丸谷 金保君

國務大臣 國務大臣 (環境庁長官) 上田 稔君

政府委員 環境庁長官官房 加藤 陸美君
環境庁長官官房 審議官 大塩 敏樹君
環境庁企画調整局長 正田 泰央君

事務局側 環境庁自然保護局長 山崎 圭君
環境庁水質保全局長 佐竹 五六君
常任委員会専門員 桐澤 猛君

説明員 厚生省環境衛生局長 小川 康彦君
農林水産省環境整備課長 平井 公雄君
農林水産省建設部整備課長 備前 謙二君

本日の会議に付した案件
○湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○湖沼環境保全特別措置法案(丸谷金保君外二名発議)

○委員長(堀山篤君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。
湖沼水質保全特別措置法案及び湖沼環境保全特別措置法案を便宜一括して議題といたします。
内閣提出法案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより、湖沼環境保全特別措置法案につき、発議者丸谷金保君から趣旨説明を聴取いたします。丸谷金保君。

○丸谷金保君 私は、提案者を代表いたしました。湖沼環境保全特別措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
湖沼は、水資源として飲料水や農業、工業、発電用水を供給し、水産、交通、観光などの場として、多角的に利用されています。また、湖沼は、内陸水域として水域の生態系を支えるとともに、

陸や空中から流入する汚濁物の浄化、気候の微調整など多様な重要な機能を果たしている貴重な環境です。
しかし、この内陸の閉鎖性水域である湖沼は、汚濁物質が蓄積しやすく、現在、その過半数が環境基準すら達成していないというまことに憂うべき状況にあります。さらに、琵琶湖など我が国の代表的な湖を含め、百四十を超える湖沼が富栄養化状況を呈し、水産被害、飲料水の異臭味といった問題を抱えております。また周辺の自然環境の破壊が水質の汚濁に一層拍車をかけており、既存の対策にゆだねて放置すれば近い将来「死の湖」と化するの火を見るよりも明らかです。

本法案は、このような国民の貴重な資産である湖沼に対して、湖沼の水質及びこれに影響を及ぼす周辺の自然環境を一体として保全するという立場から、湖沼環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民がその恵沢を享受することができるようになし、この法案の主要な内容について御説明申し上げます。
第一に、この法律の目的は、湖沼特定施設及び指定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、並びに湖沼周辺環境地区指定等の特別の措置を講ずることにより、多様な機能を営む重要な水域である湖沼につき湖沼環境の保全を図るうとするものであります。

第二に、湖沼環境の保全上有効な施策を実施するために、政府は、湖沼環境の保全に関する基本構想、指定湖沼及び指定地域の指定に関する基本事項、湖沼環境の保全のため講ずべき施策に関する基本的事項等を内容とする湖沼環境保全基本方針を定めることとします。
第三に、内閣総理大臣は、都道府県知事の申し出に基づき、水質環境基準が確保されていない

か、または、確保されないこととなるおそれが著しい湖沼で、特に湖沼環境の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として、指定湖沼の湖沼環境の保全に係るものと認められる地域を指定地域として指定するものとします。

第四に、都道府県知事は、湖沼環境保全基本方針に基づいて、指定地域において指定湖沼の湖沼環境の保全に関して実施すべき施策について定めることとします。
第五に、指定地域において湖沼特定施設を設置しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないこととします。
第六に、指定地域においては、湖沼の環境に与つて生活環境に係る被害を生ずるおそれがある汚水または廃液を排水する施設について、水質汚濁防止法の特定施設とみなし、同法の規定を適用します。

第七に、指定地域において、排水基準による規制によりがたいものとして定められる指定施設及びそれに準ずるものを設置しようとする者は、その旨を都道府県知事に届け出ることとし、都道府県知事は、その者が指定施設の構造及び使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、改善勧告、さらには命令をすることができるとします。
第八に、人口及び産業の集中等によって、排水規制等によつては水質環境基準の確保が困難であると認められる指定湖沼については、汚濁負荷量の総量を削減するための措置を講ずることとします。

第九に、都道府県知事は、指定湖沼の富栄養化による被害を防止するために、環境庁長官の指示により、磷その他の指定物質の削減指導方針を定め、必要な指導、助言及び勧告をするものとしま

す。

第十に、都道府県は、条例によつて、指定湖沼の湖沼環境の保全上保全することが必要な地域を湖沼周辺環境保全地区として指定し、同地区内における工作物の新築、土地形質の変更等の行為について、知事の許可制度を設けることができることとします。また、湖面の埋め立て等の承認に当たつては、湖沼の重要な役割について十分配慮することとしています。

これらの措置のほか、湖沼環境の保全のために必要な勧告、助言、財政上の援助、調査研究及び技術開発の推進等について所要の規定を設けておきます。

以上が、本案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(橋山篤君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○片山基市君 私、本委員会が質問するたびに特に強く感ずることは、環境行政が小手先の対策にきゅうきゅうとしているということであり、口先だけのポリシーがあつても、具体的解決策を持たないということでもあります。長官は、再三にわたり、関係各省の大臣さんやあるいは取り立ててくれた総理大臣さんが理解ある人々だから、必ず環境庁の意を体してやつてくれるとの御発言をしておりますが、環境行政の基本理念とはそんなに消極的なものなのか。もし手で頼めば何でも聞いてくれるのなら、私たちの危惧や国民の環境破壊に対する不信など起こるはずがないんであります。

例えば、乾電池による土壌汚染を心配する自治体に対し、業界は、基準値以下だから問題ないとし、責任を何も感じていない。そこで厚生省は、全国各自治体での実態調査を進めると言つています。公害なり環境汚染は、問題が起きてからでは

遅い。チェックと対策について関係者の対応は、ただ手をこまねいて見守るだけであり、縦割り行政では解決しないことを明らかにしておると思ひます。それでは高度な政策を提すべき環境庁の存在意義がないのではないかと。いわゆる瀬戸内法しかり、水俣病認定促進法しかり、関西国際空港株式会社法しかり。そのいずれもが建前のみで実質的效果が著しく減殺され、環境アセス法もいまだに日の目を見ないまま泥縄式に湖沼法などが提案されている始末であります。私も既に指摘しているように、今日までなぜ環境アセス法が提案できないのかの一事を見ても環境行政監視の本音は明白であると思ひます。

非常にくだいようであります。この際、再度長官の環境行政に対する基本姿勢をお伺ひしたい。

○国務大臣(上田穂君) 先生御指摘のように、環境ということにつきましては、環境庁はもちろんこの保全を任務としておりまして、そうして、緑豊かな良好な環境ということによつて、健康で文化的な活力ある国民生活にとつての不可欠の基盤というふうな考えでおるのでございます。環境関係でございますけれども、一般的に言いますと、外国の方なんかおいては日本に比べて、環境を見られたときに、以前より非常によくなつてきましたねという、これはお世辞ではなくて、お言葉をいただくのであります。そういうことを加味して私どもも見ておるのでございますけれども、まあ幾分改善されつつあるというように私どもは考えております。しかし、大都市圏であるとか閉鎖性水域であるとか、そういう改善のおくれしております分野が多々あるのでござい

ます。自然環境の保全であるとかあるいはまた化学的物質の新しい課題であるとか、地球的規模での環境悪化というようなことが問題になつておるのでございまして、多角的に取り組んでやつていかなければいけないと考えております。

したがいまして、基本的姿勢といたしましては、関係者の積極的な御理解と御協力を求めまして、

て、そして汚染の防止、自然保護を総合的、計画的に図りまして、快適で潤いのある生活環境の創造に努めて、二十一世紀までを見通して先取的に問題を解決、対処していきたいと考えております。

今先生御指摘の、関係各省が必ずやつてくれるというふうな思ふのは非常に甘いのではないかと。いう御指摘でございますが、関係閣僚会議というのは、縦割り行政の不備というところが起こつておりましたら、その部分を、それをなくするように解消していこうという考えのもとにつくられておる閣僚会議でございます。その閣僚会議においてお約束をし、認めてもらったことについては、これは各省が実行に努力をしてやつていただくというふうな私どもは考えておるものでござい

ます。

以上でございます。

○片山基市君 大臣の真情がにじみ出たお言葉です。言葉は返しません、やはり私たちとしては、環境行政をつかさどつておる立場から、一歩前に出て、より牽引車的役割を果たしてもらいたい、環境保全が任務でありますから。そういう意味で物足りないところがありますが、次の質問に移ります。

長官の提案理由説明にありましたように、冒頭の「湖沼」とある字句を「自然」と読みかえても不自然でないと思ひます。湖沼を守ることとはすなわち自然を守ることであり、その場合当然それに依拠する生態系を維持することが含まれてはいるはずであると思ひますが、どうでしょう。

二つ目に、とすれば湖沼を保全するには樹木、山林、河川、内湖、内沼、なぎさ、そこに生息する生物等を含めた湖沼周辺の環境を維持保全することではないだろうかと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(佐竹五六君) 湖沼がその周辺のものもろの環境と一体として一つの生態系をなしているというところは先生御指摘のとおりでございます。

て、湖沼の水質を守るといふ観点からしてもそれらの生態系を維持することが必要であるというところの認識につきましては、私どもは、中公審の答申もいただいているところであり、先生の御指摘のとおりであると考えておるわけでござい

ます。

○片山基市君 基本的なことについては認識の一致があつたと思ひます。

そこで、私は、自然の浄化能力を最も必要とする湖沼保全であるがゆえに、本法案のごとき水質保全のみで問題が解決できると思われないし、琵琶湖のように、長官も奨励し礼賛されておる総合開発計画による環境破壊の現状が改善されない限り、いづれは全国の湖沼が無定見な乱開発や、本法案のような骨抜き措置法のもとに死の湖沼と化することを最もおそれるものであります。琵琶湖周辺の環境破壊が進んでいる状況を目の当たりにしている地域の人々が、これだけの破壊を抑えることもできない行政や、全国の湖沼をこまめに悪くしても構わないというような基準を決める法律など百害あつて一利なし、あるよりはない方がましだといふ非難を無視するわけにはまいりません。

以上の立場を明確にした上で、本法案の持つ問題点についてこれから質問したいと思ひます。

その一つは、私は、本法案が、湖沼の環境保全二つ目に新増設工場等の許可制の導入、三つ目に国の適切な財政措置を欠いた不完全法案と断言したい。なぜ目的を水質保全に限定したのか明らかにする必要があります。

そういうことで、まず、中央公害対策審議会の答申の趣旨をどう受け取つておるのか、環境庁から答えてもらいたい。

○政府委員(佐竹五六君) 私どもは、湖沼の環境保全のための制度のあり方について、五十六年一月に中公審から答申を受けたところでござい

ます。その内容について先生から既にもう御指摘もございまして繰り返すことはいたしません、これを立法化するために種々政府部内で検討したわけ

でございますが、まず第一点の、なぜ水質に限定したかということでございますが、現在、湖沼をめぐる諸問題のうち最も緊要であり、かつコンセンサスの得やすい問題は湖沼の水質汚濁の問題でございます。そのような観点から、まず当面湖沼の水質汚濁に対する対策を中心に法案をまとめたわけでございます。

もちろん、私も、先ほどお答えいたしましたように、湖沼の水質を保全するという観点からいっても、湖沼及びそれをめぐる生態系の保全が大切であることは十分認識しているところでございまして、これらにつきましては既存の諸制度を活用して対応しよう、こういうことから水質に限定した法案を仕組んだわけでございます。ただ、ただいまのような趣旨を明らかにする意味で、法律二十五条に「国及び地方公共団体は、緑地の保全その他湖沼の自然環境の保護に努めなければならない。」このような趣旨の規定を置いたわけでございます。

○片山基市君 私、今申しましたように、湖沼の環境保全、新增設工場等の許可制の導入、国の適切な財政措置ということについて欠けておるといふのは、湖沼法の政府の当初案についてはそのものが入っておったのですが、なぜそれが抜けたのかということについて、水質に重点を置くということとはわかりましたが、それじゃ、前の湖沼環境保全特別措置法の要綱について、一九八一年三月四日付の発表と違いますが、それについての説明をしてください。

○政府委員(佐竹五六君) 確かにそのような法案について環境庁内部で検討した事実はあるわけでございまして、それについて各省といたる議論をしたわけでございますけれども、その検討の過程におきまして、特に新しい地区を指定して開発行為等を規制する、そのような仕組みを設けるかどうかということについて議論が集中いたしました。

これについては、自然環境保全法、自然公園法、森林法あるいは河川法等、各種法律を詳しく一つ

一つ吟味してみますと、その湖沼の土地利用及びその土地利用を含むさらに生態系の保全のために、現在の諸制度の活用で一応やれるのではないかと、かような結論が得られたわけでございまして、したがって、先ほど申し上げましたように、二十五条にこのような規定を設け、その生態系の維持保全については既存の諸制度に譲ったわけでございまして。その結果として、今度は法律技術的に、もしもそのような内容の法律であるならば、これはやはり水質の保全ということが中心に制度が仕組まれているのであるから、湖沼自然環境保全法というよりもむしろ湖沼水質保全法にする方が至当であろう、このような法律技術的な観点から法律の名称、目的等が変わってきた、かようなことになるわけでございます。

要は、目的は私も先生と認識は一致しているわけでございまして、手段につきましては、既往の制度で足りるか、あるいは新しい地区指定をして規制することが必要であるか、この手段の違いではないか、かように考えておるわけでございまして。

○片山基市君 それから、都市計画法の運用でどのくらい環境が保全できるか。

二つ目に、特定施設排水の許可制の案が届け出制になったというところは、なぜ後退したのかについて説明をしてください。

○政府委員(佐竹五六君) 現在琵琶湖あるいは霞ヶ浦等主要な湖沼を見てまいりますと、その湖畔のほとんどが都市計画法の、例えば琵琶湖については申請上げますと、都市計画法の市街化調整区域に湖畔の四四％が指定されておるわけでございまして。霞ヶ浦では三二％が指定されておる。かような状況でございまして、さらにまた、個別法規で申請上げますと河川法、これは霞ヶ浦も琵琶湖も河川法上の河川区域に指定されておりまして、その開発行為等は河川法で規制されておるわけでございまして、このような観点から言いますと、少なくともこれら法規を活用することによって湖沼の自然環境の保全は図られるのではないかと

かように認識しておるわけでございます。

それから許可と届け出の問題でございますが、これにつきましては、既に先生御案内のように、瀬戸内環境保全法では許可制をとっているところでございます。しかしながら、私も専ら法律技術的な観点から中公害の御答申を吟味、検討したわけでございまして、許可というのはいくつかの禁止が前提になるわけでございまして、湖沼の周辺一般に工場等の立地を禁止する、禁止した上で湖沼の水質に支障のないという施設のみを許可する、禁止を解除するという仕組みをとるといふことは、かなり法律制度としても異例である。かような観点から、むしろ、一般的に立地はできる、しかし、届け出をさせて、その内容を吟味した結果不適当なものであれば計画変更命令をかける、こういう仕組みにいたしましたわけでござい

これも法律技術的な観点からいたしまして、やはり瀬戸内海の場合には、実態上の要請として、非常に産業系の汚濁負荷が大きかった、それに対して湖沼の場合には産業系の汚濁負荷がそれほど、湖沼によって差はございまして、大々くはない、こういう実態上の違いもあり許可制から届け出制になった、かような次第でございまして、御理解を賜りたいというふうに考えておるわけでござい

○片山基市君 御理解はしませんが、昭和五十七年の四月二十日、参議院の商工委員会通産省は、湖沼の汚染原因の改善と、中小企業の負担する規制の重さ、それによってもたらされる法益とのバランスに立つて環境庁と意見を交換した結果云々と言っております。今のお話を聞いておると、禁止をするという前提の許可はしないで認める前提で届け出したということでありまして、後日の論争に移したいと思っております。

そこで、一日平均五十トン以上の企業に対する規制案をめぐり、本法案が提出できなかった理由について、どのような経過を経て、結果的にどのようなにまとまったのか。通産省は、環境庁の排水

五十トン以上の企業対象を当初は三千トン以上を主張したと言われておりますが、その根拠も明確ではありませんが、説明を願いたい。

○政府委員(佐竹五六君) 実は、本法案は御案内のように昨年五月提案されておりました、そのときの折衝経過の過程で、いろいろ規制すべき対象となる排水の規模についてたゞいま御指摘のありましたような議論があった。つまり、五十トン以上というのでは余りに規制が厳し過ぎるので、もう少しそれを緩めるべきではないかという議論があったというところは私も承知しておりますが、今回提案するに際して専ら議論がございました点につきましては、むしろ湖沼の富栄養化対策をどのように進めるかという観点から若干議論がございまして、もう少し具体的に申し上げますと、湖沼法で窒素、磷の規制をすべきであるか、水濁法で窒素、磷の規制をすべきであるか、その点について見解が分かれていろいろ議論が行われたというのが率直なところでござい

○片山基市君 そうすると、通産省が言っておる、排水五十トン以上の企業について対象にしない理由というのは、もう一度簡単に言えばどういうことになるんですか。

○政府委員(佐竹五六君) 今回法案を提案するに際しては、通産省は特に五十トン以上という点について異論があったわけではございません。今回議論がありました点は、むしろ、要約いたしますと、まず一点といたしましては、湖沼の汚濁負荷対策の必要性については認識は一致しております。それから、それをどのように進めるかという点について、湖沼の富栄養化対策というのはやはり規制だけでは片づかないんで、やはり産業系の規制と並んで生活系の汚濁負荷を削減するための下水道の整備を並行して進めるべきではないかと。それから、第二点といたしましては、窒素、磷の除去をいたしますための技術についてはまだ十分に確立したとは言えない段階である、したがってその窒素、磷の規制をするのは、その必要がある最小限の湖沼にとどめるべきではないか。か

ような主張がございまして、その結果として、そのように総合対策が制度的に裏打ちされている湖沼法に基づいて窒素、磷の規制をすべきではないか、こういうような意見がございました。

これに対して私どもは、やはり汚濁の未然防止という観点から見て、その窒素、磷の排水規制等をやる湖沼というのは、湖沼法の指定湖沼よりもう少し広くするわけで、そのように狭く限定することはできない、この辺が政府部内で議論が行われたポイントになるわけでございまして。

○片山基市君 そうすると、本法案と中公審答申の相違点というのはどんなものですか。なぜ答申そのものが生きなかつたんですか。

○政府委員(佐竹五六君) 中公審答申との相違点は、簡潔に申し上げますと、まず目的について、中公審答申では、湖沼の水質を含めた自然環境の保全を法律の目的にすべきである。これに対して私どもは、端的に水質の保全に目的を絞って法案を仕組んだという点が一点。

第二点は、先ほど先生から御指摘のございました、工場を設置を許可制にすべきであるというのが中公審答申でございまして、それに対して私どもは、法律技術的な観点からこれを届け出制として仕組んだ。

第三点といたしましては、湖沼の自然環境保全のために、中公審答申においては、一応まず現在の諸制度の活用を図るべきであるけれども、必要があればさらに新しい制度も検討すべきである、このような答申でございました。それに対して私どもは、その検討の結果、とりあえず当面現在の諸制度の活用で対応しよう、こういうことになった。

その三点が主要な相違点になるわけでございまして。

○片山基市君 そうすると、本法案施行に伴う財政措置の必要性について聞きたいんですが、一つは、地方公共団体に対する財政措置、助言その他必要な援助を行う旨の努力規定がありますが、それでは十分ではないか。二つ目に、事業者の整

備する施設に対する資金のあつせん、技術的な助言等の具体的な内容はどのようなものか、まず答えをもらいたい。

○政府委員(佐竹五六君) 確かに中公審答申と私どもは基本的に考え方は一致していると思えますけれども、中公審答申では、八番目に「財政的措置」といたしまして、「財政上できる限りの援助措置を講ずべきであり、また、国及び地方公共団体は事業者等に対し、金融、税制上の助成措置を行うよう努める必要がある。」旨の答申をいただいております。

私どもは、この点につきましては、本法案の二十六条において、「国は、地方公共団体が湖沼水質保全計画に基づく事業を円滑に実施することができよう、当該地方公共団体に対し、助言その他必要な援助を行うように努めなければならない。」旨の規定を設けたわけでございまして、この必要な援助の具体的な内容といたしましては、水質保全計画に基づく各種事業の優先採択、それから、たまたま御指摘のありました、規制を受ける事業者に対する融資措置といたしまして、これは公害防止事業団あるいは中小企業金融公庫あるいは農林漁業金融公庫その他のところが、指定地域内の事業所が水質浄化のための設備投資をする際には低利資金を融資するように措置すること等をやっております。

さらにまた、税制上の問題といたしましては、特別償却、事業者等が水質浄化施設について設備投資をした場合に、その設備投資を特別償却する等の制度を今後大蔵省に対して要求していくことになる、かようなことでございまして。

○片山基市君 全国湖沼環境保全対策推進協議会の要望書には、別途財政上の特別措置法の制定もしくは公害防止事業財団法の適用範囲の拡大をしてほしいと言っておりますが、これについて考慮する用意があるんですか。

○政府委員(佐竹五六君) 現在の財政状態は私から申し上げるまでもない状態でございまして、このような各種地域立法について、補助率のかさ上

げ措置等の根拠を法律に設け実施することについては非常に難しい状況にございまして、湖沼法の運用に際してそのようなことをいたすことは、今後の財政事情の推移にもよろうかと思えますけれども、現在の段階では非常に残念ながら難しいというところを申し上げざるを得ないわけでございまして。

○片山基市君 口だけはいろいろと援助するよう言うけれども、いざやるようになれば、下水道問題を含めてお金のことで心配をしなければならない、こういうことですが、先ほどお聞きしました特定施設排水の許可制度案が届け出制になったのは、そういうような意味で、やつてもやらぬでもないというところで佐竹さんは考えてお答えしているんですか、先ほどから、しゃあしやお答え。

○政府委員(佐竹五六君) 確かに届け出よりも禁止の方が国民に対する権利義務の規制は厳しくなるわけでございまして、それに対する見合い措置も当然変わってこなければならぬという点では先生の御意見は確かにそのとおりでございまして、逆な方から私も考えたわけではございませんが、逆な方から私も考えたわけではございませんので、やれることに限りがあるから許可制を設けなくて届け出にした、こういうことではございません。やはり設置を一般に禁止するというのは、これは法制局等との議論からもちよつと問題があるんではないかというところから届け出というふうになつてございまして。

○片山基市君 すつと素通りをして、もう一度戻って聞きます。先ほどのことを聞きます。

瀬戸内法の場合には、昭和四十八年当時の瀬戸内海の汚濁状況が危機的な状況と判断したがゆえに許可制をとつたとおっしゃいました。今日の湖沼の環境基準達成状況から見ても、危機的でないというところで今のようなのなきなことを言っている、これでよろしいうございまして。

○政府委員(佐竹五六君) 湖沼の水質の現状につきましては、これは決してそんな楽観できる状態ではございません。これは環境基準の達成率を見れば、我が国の主要湖沼をとってみますと環境基準の二倍、三倍というような現状にあるわけでございまして、私どもは、湖沼の現状が非常に問題がないから届け出制をとつたというところではございませんので、やはり届け出制をとつても目的は達成できる。それからまた、許可制というのは、瀬戸内海という非常に限定された地域の制度であれば格別、日本国じゅうの湖沼についてすべて許可制をとるといふことの現実的な理由に乏しい、こういうようなところからやつたわけでございまして、その点は申し上げておきたいと思ひます。

○片山基市君 そこで、先ほどの中公審のことですが、中公審を設けられた目的と機能についてまず聞きたいんです。

一つは、答申の取り扱いについては尊重するの、参考程度に受けとめるのか。一般的には、行政の隠れみのとして利用されて法案化をされるのが審議会の普通ですが、臨調答申などのように悪用された例は珍しいですが、今回中公審がそこにされた理由は、参考程度にした、ちよつと見てちらつと捨て、さらりと忘れた、それはもう思ひ出したくもない、佐竹さんの方はそう思ひつていますか。

○政府委員(佐竹五六君) 中公審の答申を尊重することはこれはもちろん環境庁としては当然でございまして。

先ほど申し上げましたように、私どもは、その目的についてはこれはまさに中公審で御指摘いただいたとおりである。ただ、その実現手段につきましても、やはり法律技術的な観点からいろいろ詰めるべき議論もあるわけでございまして、そのような観点から法案の内容が答申と若干異なってきた、こういうことでございまして、決して中公審答申を参考程度にとどめるなどというようなことを考えているわけではございません。

○片山基市君 ちよつと嫌みで申しわけないんですが、もう一度聞きます。

他の省庁における審議会の機能、目的、答申の取り扱い方と比較して、環境庁は中公審に対して

どのように扱っておられるのか。遜色なく、他の省庁と同じ程度いいものかどうか、非常に頼りにしていますよという気持ちでやっておるんですか。よそと違つて、もう一度言うけれども、余りこういうことは聞きたくないんだけれども仕方ないと思つておるんですか。

○政府委員(佐竹五六君) 確かに先生御指摘のとおり、種々御審議いただいたて答申をいただく以上はそのとおり実現するというのが確かに通例でございます。そのような点から申し上げますと、法律技術的な面からしている議論ではございますけれども、答申のとおり制度が仕組めなかつた点については私も深く反省しているわけでございまして、これは実はその経過につきましては中公審に御報告申し上げましてお許しをいただくようにしたわけでございます。

今後の問題といたしましては、このような事態が生じないように十分慎重に事を進めてまいりたい、かように考えているわけでございます。

○片山基市君 念押しをしたいのは、昭和五十七年の五月十二日の参議院公害及び交通安全対策特別委員会における湖沼環境保全対策の促進に関する決議にある、中公審答申を尊重せよという決議がありますが、そういう意味で、二重に、省が独自で判断する前に、こういう決議があるということとを踏みにじつたことについて、本案については遺憾であると思つておるんですが、所見を述べてください。

○政府委員(佐竹五六君) 確かに五十七年五月十二日の参議院公害及び交通安全対策特別委員会の御決議の一におきましては、「中公審の答申の趣旨に沿つて湖沼環境保全のための法制度を確立すること。」という趣旨がございまして、私も、いささか言葉の言い回しで逃げるようでございますが、趣旨は生かしたつもりでございます。事は先ほど申したとおりでございます。

しかしながら、再三御指摘いただきますように、かなり具体的な制度のあり方まで御報告をいただきなから、そのとおりの制度を仕組まなかつ

た点については、この特別委員会の決議につきましては、むしろこれは国会でその趣旨に沿つていかどうか御判断いただくわけでございまして、それから、私も御指摘のとおり申し上げても、そうではないという御批判をいただいてもやむを得ないわけでございまして、まことに深く反省していることでございます。

○片山基市君 中公審の答申を尊重せよというんですが、三項目にわたつて大きなところでそれを採用しなかつたということについては、私たちがとしては欠陥法案だということから不十分だということについては意見がある。これ以上言つても、法案ですから、修正する以外にないんですから、今修正案を出しておるんじゃないので、質疑しておるんです。

そういう意味で言いますが、湖沼の環境保全に関連して言えば、本法案が、水質汚濁防止法では環境基準の達成ないし改善が図れないための特別法という、現行法不備が理由の特別法である。それでは環境保全を図るための法改正も出されなければならぬのじゃないか、逆に、特別法を出しても、もう一遍環境保全の法律を改正しなければならぬような、法律の上に法律をつくらなければならぬようなものじゃないか。今までは現行法で何とかなつておるけれども、水質汚濁防止法が十分に機能しないからこういうのをつくつておるんですから、そういう意味では、中途半端な法律をいろいろつくつて、まತ್ತつておるけれども、ぼろぼろで、体の部分が出ておる、こういうふうにも思いますが、いかがですか。

○政府委員(佐竹五六君) 先生冒頭に御指摘いただきました、湖沼とその周辺の自然環境を一体として保全すべきであるという点については私も全く同じように認識しております。

その点については、この中公審答申におきましても、まず、自然環境保全法等に基づく「諸制度を十分活用することが重要であり、なお必要に応じて、湖沼の自然的環境のもつ水質保全機能及び親水機能に着目した新たな地区指定の制度を設

け」云々のことを検討すべきである、こういうふうな御答申をいただいております。私も種々検討した結果、一応現在の諸制度を活用しよう、湖沼の周辺、自然環境を守るために活用しよう、そういうことで、各個別法規を所管している官庁にもそれを守つていただく意味で、先ほど読み上げました二十五条の規定を設けたわけでございまして、その意味では、この湖沼法及び水質汚濁防止法、それから既存の諸制度で一応対応できるんじゃないかというふうにも思つておるわけでございまして、中公審で御指摘いただいた点につきましても、さらには今後の検討課題、かようなふうに認識しているわけでございます。

○片山基市君 今の言葉を突き詰めて言えば、現行法で環境保全のために必要な湖沼の周辺の開発規制等が可能だという判断で環境庁は臨んだ、こういうふうな言い切つてよろしゅうございませうか。

○政府委員(佐竹五六君) 運用のよろしきを得れば一応可能ではないか、かように判断しているという意味では先生の御指摘のとおりでございます。

○片山基市君 そういう甘い考え方でやつて、しばらくいたらわかるでしょう。

滋賀県は、琵琶湖の水はよくなつたと言つておるけれども、勉強しておる方の側から言えば、ますます汚濁が進んだとおつしやる。河川についても同じように一般的にこういうようなことが行われておりまして、改善されていまいという報告が水道関係から出てくる。使つて側から言えば意見がある。行政側から言えば十分に手当てをして対策をしておるに言いますが、そう言いくるめてみても、滋賀県の知事は、小さいときには琵琶湖の水を手ですくつて飲んだ、その水に返したい、こう言つておられますが、ただ、琵琶湖の水だけじゃなくて、日本国じゅうがそういうふうになつておることについて非常に心配をしておるのです。

そこで、六月二十日の本委員会における私の質

問に対して農水省は、圃場整備による用水、排水の分離、琵琶湖への急速流入で湖水汚濁等に問題はないようにしておるという旨の発言がありました。そのとおりでありますか。もう一度聞きたいんです。といいますのは、武村知事は、土地改良による用水、排水の分離と、三面コンクリート固めの排水路によつて、短時間で琵琶湖に用排水が流入すること自然の浄化能力が落ち、水質をかなり悪くしている、農村が一種の工場化したようなものだ、汚れた鉄砲水が心配だと朝日新聞の司馬遼太郎との対談の中で、五回目にところに載つておるんですが、農水省はこれについて御答弁をしてみたいと思つておるんです。

○説明員(平井公雄君) お答え申し上げます。

琵琶湖周辺の圃場整備が琵琶湖の水質汚濁につながつていないか、増大になつていないかということ、せんだつての本委員会において私の方から御答弁申し上げたとおりでございます。この前も申し上げましたように、琵琶湖の周辺の圃場整備につきましましては、従来の圃場整備以前の田越しかんがい等による水田の水利用状況を悪化させないという意味において、反復利用をできるだけやらせるという考え方をとつております。

ちなみに、五十八年度末までに琵琶湖周辺で二万八千ヘクタールの圃場整備が実施されておりますが、そのうちの七〇%、一万九千ヘクタールは反復利用という形で、上流で排出された、圃場整備した後の排水路に出てきた水を反復して下流側で利用する、こういう形をとつておりまして、農業用水の排水が直接琵琶湖の水質悪化につながつていないというようには我々は考えておりません。

○片山基市君 そこで、建設省はどう言つておるかという、圃場整備による排水路が、急激に河川に流入することによつて、はならん、洪水の一因となつておるとの問題点を、NHKの総合テレビで六月二十五日午前七時のニュースで発表しておりました。鉄砲水と同時に圃場用水が一気に流出するために、自然浄化ができないまま河川、湖沼に流入するということについて言つておるんです。

すが、環境庁としては、建設省、農水省の言うことについて、どちらに軍配を上げますか。これ両方ともきちんとやっておると、おれのところ責任がないぞと。建設省の方はまた、下水道含めてうまくやっておると。大臣の好きな言葉の、工場のいわゆる汚水はなくなった、生活排水が悪いの根源だ。だから仕組んだように思うんですが、局長答えてください、ただいまの点。

○政府委員(佐竹五六三) 工場整備の結果水の流出が早くなるというような事態は、事実はもちろんこれは否定できないだろうと思います。

しかしながら、現在の工場整備につきましては、これまた農業近代化という非常にそれなりの重要な政策課題がございまして、現在の整備をそのような観点からとめるということもまたできないわけでございまして、要は、今後、水について農水省あるいは建設省と一緒に環境庁も、各省が従来の仕事のやり方だけでやっておりますという面でもうまい点が出てまいるわけでもございまして、環境庁非力ではございましてけれども、各省の話し合いの場を設ける。それからまた、環境庁は新しい役所でございまして、従来の行きがかりその他からは比較的自由でございまして、そういうような観点から、各省のそれぞれの行政目的はそれなりに尊重しつつ、やはり湖沼の水質浄化、ひいては公共水域全般の水質問題について私どもは取り組んでいきたい、かように考えているわけでございます。

○片山善市君 それでは大臣ちよつとお伺いします。私が特に自浄作用の重要性を強調するのは、長官がいみじくも参議院本会議で湖沼法に対する菅野さんの質問に対し、環境は一挙に悪くはならない、だからその対策も即効を求めるのは無理で、湖沼法はいわば漢方薬だと答弁されたが、言葉をかえて言えば、悪くなっていることに気づいたときでは遅いということをおなは告白した、もう病気が重くなつてしまつたときですか。

例えば、琵琶湖最大の内湖である西の湖の浄化

機能についての調査結果が滋賀県立琵琶湖研究所で明らかにされておりますが、それによれば、天然の浄化場として、貝やヨシの力をかりて大きな役割を果たしていることとあります。このような機能を拡大、保全していくことこそ琵琶湖を守ることでないかと思いますが、長官はどうお考えになりますか。

○国務大臣(上田穂君) 先生今御指摘のとおり、琵琶湖の汚染というものは長年月がかかつて汚染をされてきたのでございまして、それをまた回復するのには時間がかかるということも、これは私にはもうそのとおりであると思っておりますのでござい

ます。気づいたときには遅いのではないかと、こういうことでございまして、言われるとおり、もつと早く手を打つていかなければいけなかつたのであろうと思うのでございまして。ただ、人口の増加と公共投資というものは、これは下水の投資でございまして、そういうものとの結びつきがなかなかうまくいかなかったという点もあるのではなからうかと思つてございまして。こういう点を今度は計画を立てていただいて、そして計画的にいろいろな他の総合的な対策とともにやらしていただいて、この琵琶湖の水を良質に変えていくという方向に向けさせていただきたいと念願をいたしておるものでございまして。

○片山善市君 長官の嫌なことをもう一度言いますが、湖沼法を審議する以上は、その実効を求めるのは当然であります。琵琶湖で言えば、現状から見て破壊の元凶と見られる琵琶湖総合開発計画を見直すということについては考えてもらいた

い。資料によりますと、琵琶湖の目的の一つである下流への放水量毎秒四十トンの増量については、今や大阪も要らないと言つて、ほかも要らないと言つて、根拠があまりないと言つておるということについては、朝日新聞の六月二十日の資料を見ても明らかであると思う。私大阪に住んでいますが、予定した水は要らないと大阪市長も言つて

おりますから。需要予測の再検討とともに琵琶湖総合計画を見直すべきであると考えますが、大臣に琵琶湖総合開発を何故でもやめると言っているのではないんです。見直して、湖沼についてのいわゆる魚あるいは虫、貝、そういうものが住めるような状態の中で、浄化機能が働けるように琵琶湖の総合開発をすべきではないか。

何か土地を広げるとか干拓するとか、工場を建てるとか護岸の堤防をつくるとかいふんじやなくて、むしろ湖の力によつて湖が再生をして、蘇生をしていくようなことにすべきでないかということについて、この八月の終わりに世界湖沼環境会議が開かれるようですが、一つの提言を持つて大臣も臨まれた方がいい。これ見てください、琵琶湖これほどよくなります、今よくしていきいますと云えるのかどうか。

あなたそう言つても、赤潮があつて、その上になおアオコがある状態の中で、臭くて飲めない大阪や京都の水があるんですから、それがなくなればいいですけれども、それを隠して琵琶湖の水をきちんとおるといふことは言えないと思ひますから。

大臣が、私が申し上げたことについて、無理があれば無理だと言つてもよろしいが、琵琶湖総合開発を優先させるんじやなくて、それが水質を浄化させるような役割にする開発に切りかえていく、開発を抑えていくということから言え

ば、いわゆる堤防をつくるというようにことで改善はできないということを繰り返して申しましたから、私の質問を終わるに当たつて、大臣からもう少し、環境庁長官としても御信念があつてやつておるんですから、御信念のほどを聞かせてもらつて終わりたいと思ひます。いかがでしょうか。

○国務大臣(上田穂君) 先生からいろいろ下流の方の水需要の問題につきましても御指摘があつたのでございまして、今琵琶湖をやつておりますが、水資源開発公団が懸命になつて、学者の先生方にいろいろお教えを受けながら、どういふ方に扱つていけば環境の保全を保ちつつ水の確保ま

た浄化というようなことができるかということについて懸命になつて今おやりをいただいております。その中に、先生今御指摘をいただきましたアシダとかヨシだとか、そういうものも効果を上げておつたのではないかと御指摘がござい

ました。しかし、私も見に行つたわけではございませんが、話をお聞きをいたしておりますところでは、周辺にそういうヨシだとかアシダとか、そういうものも植栽をしていろいろ試みをしておられるということをお聞きをいたしております。

そういうふうな点を考えて、なぎさをつくつたりして浄化を図つていきたいということをお考えになつておられるようでござい

ます。それから、次のもう一つの質問でございまして、水需要の方につきましては、これは私どもの方の直接のなにはございせんけれども、国土庁の方でいろいろとその点を御検討をいただいております。また建設省の方でも御検討をいただいておりますので、二十二年というふうなものを見通していろいろと計画をしていただいておりますので、今のところはすぐに変えられないというふうに私は考えております。

○片山善市君 大臣、予定した四十トンの半分も要らないということに現状なつておるんですから、十年先、二十年先もさることながら、今日のアオコとか、いわゆる赤潮とかを出さないためにどうするかというのが先決です。そういうようなことを言うのは、建設省とか国土庁とか、開発屋どもが日本列島を改造したのと同じように、日本列島を引き裂くことになりましてから反対します。終わります。

○菅野久光君 それでは御質問申し上げますが、初めに、私はつくづく、文明というのは人類の幸せのためにあるわけでありましてけれども、残念ながら現在の状況を見ますと、人類みずからがつくり出した文明で人類みずからを滅亡のふちに立たせているのではないかと、いふに私は思はざる

を得ないんです。核の問題しかり、農薬、医薬、そして食品添加物、合成洗剤、排気ガス等、自然界を汚染して、自然の生態系を破壊をして生物の生存に重大な影響をもたらしているというふうに思うのです。

人間の生存にとって欠かせない水が汚染されている。人の体の約七〇％は水、そしてこの水が体の中で働いて人間を初め生物が生きているわけがあります。ほとんどの植物の全重量の約六〇％から九〇％は水分なわけですから、この大事な水が汚染されているというところに今日の環境の大きな問題があるわけであります。

過日私は代表質問であれしましたが、総理の答弁などでもいただきましたが、極めて私は総理の認識が甘いのではないかとこのように思わざるを得ません。大臣の御答弁をいただき、後からのいろいろな方々のお話を聞きまして、大臣は、多くのあとの方々には大変お気の毒でございすけれども、一番いろいろなことでも汚染されている大臣が長官だというような評価が高いので、ぜひそういう立場で環境を浄化する、そういう意味でいい法律をつくるために率直にお答えをいただきながらひとつ論議を進めていきたいというふうに私は思いますので、率直な御答弁をお願いしたいというふうに思います。

総理は、六月十八日の本会議における私の質問に對しまして、「全般的には改善が顕著なものがあると思います。」こう言われているんですね。しかし、国民の間では、確かに部分的にはあったとしても、むしろ先ほど片山委員からの御指摘にもあったように悪くなっている、そういう事実があるんではないかと思っております。まずこの辺からの総理の認識が私は非常に甘いと思いますか、間違っているというふうに思っています。言葉では、「汚染の防止及び自然の保護」というものを積極的に努力する必要がある、特に二十一世紀までを見通した、先取りした問題として取り組んでいく必要がある」というような趣旨で述べられています。言葉は確か

にいいんです。しかし、前段に言われたことは相対的に認識が違ふんじゃないかというふうに思っています。

そこで問題を湖沼に限定して質問したいと思いますが、我が国の湖沼の環境状況、これは水質を含んでですね、これを二十一世紀までのままだとどうなるであろうか。また、湖沼法を含む二十一世紀へ向けての総合的湖沼対策のビジョンをお持ちでございましょうか。総理にかわって、湖沼対策の今後の展望と湖沼のよみがえりの予測について大臣の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(上田稔君) 答えを申し上げます。

大変に汚染されていない大臣だと、こういうお話でございしますが、私も今の政府は余り汚染されておられないと考えておるのでございすけれども、汚染をされておる点がありまして、ひとつ御指摘をいただきたいと思います。

さて、湖沼の問題についてでございますが、今のままで放置しておいたらどうなるか、この問題を私は大変心配をいたしております。このままでいきましたら恐らく琵琶湖の水もやはり飲めないような状態になっていくのではなからうか。また、飲めたといいたしましても、下流の方の水道は、前処理と申しますか、相当な、今でもちよいちよいやっておりますけれども、前処理をもっと強化をしてやっていくということになり、非常に塩素の強い水になっていくのではなからうかと心配をいたしております。また、今いろいろやつておりますけれども、手賀沼あるいは印旛沼、霞ヶ浦につきましても同様のことが言えるのではなからうかと思っております。そこで今この湖沼法を出させていたしまして、そしてそれを生き返らせていく、少なくとも、今悪くなりつつあるやつをとめていくという方向、あるいは少しよくなつておるやつをもう少しよくなる方向へ向けていく、こういったようなことをやはり早く計画を立ててやっていかねばならぬのではなからうかと思っております。

それには何が一番問題なのかと言いますと、今申し上げましたようなワーストの湖沼でございすけれども、それにおきましては、調べてみますと生活雑排水からの影響が一番大きいのでございす。その生活雑排水がやはりよくなるような方策を講じてもらわなければならぬ。それにはやはり下水道が一番大きいのであります。

それではなぜ生活雑排水がそんな大きな影響を与えるようになったかと申しますと、やはりそういう周辺に人口が非常に多くなつてきたこととございす。この近くでいいますと、手賀沼あたりにおきましては、その周辺には東京へお通いになる方々がお住みになつておられます。また琵琶湖におきましては、昔は人口が六十万から七十万であつたのが今百万を突破をいたしております。そういったようなところから出てくるそういう生活雑排水、それに、以前は農村で尿処理、これを肥料にかえておやりをいたしておつた、これが生活が向上するとともにそういうものも生活雑排水の中に入つてきた、こういう変化が起つております。これに對してやはり幾分おこなつてきたというのが今の状況でございす。もともと建設省の方でも非常に下水道には力を入れて、その予算もほかのものよりもずっと予算を組んでおられるのでありますけれども、それにまだ追いつかなかつたというのが今の状況でございす。

したがいまして、湖沼法を立てていただいて、そしてその計画を各関係機関の方々に認めてもらひ、そして計画に基づいて進めていただくということを早くやつていただきたいと考えております。

○菅野久光君 湖沼対策の今後の展望とそのよみがえりの予測、非常に難しいとは思ふんですが、でも、しかしやっぱり一定の目安といひますか、そういうものを持たないと、ただつくつてつくりつ放しということになってしまうのではないかと、いうふうに私は思ふんですが、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(上田稔君) 答えを申し上げます。

これは一つ一つやはり私は違ふと思ふのでございす。例えば手賀沼におきましては、これはとても下水道を促進しておるといふことでは間に合わないというところから、利根川からの導水を図る、この導水工事を今計画をさせていただいて進めかけていただいております。早くそれをやつていただきますと、今まで、何といひますか、下から出ておりました泡なんかなくなつてくるようなそういうような状態に早く直りますし、そしていろいろな水草を、どれを使つたらいいかちよつと今のところはわかりませんが、ホテイアオイなんかを使つておられるようですが、ホテイアオイが果たして効果が上がるかどうか今実験中でございすので、ちよつと申し上げられませんが、そういういろいろな手段をまた講じておられます。一つは、空気を入れて、何といひますか、水中で吹かしてそして酸素を多くして、こう、こういったようなこともおやりをいただいております。こういったようないろいろな施策を、これは一つは実験的に、一つは計画的にこれを取り入れて、そしておやりをいただかなくちゃいけない。もつとも、一番下水道の促進はこれは図つていただかなければならぬので、これは建設省の方で大いに予算を伸ばしていただくということをお願いをしなればならぬと考えております。

そういうふうなことをいまして、湖々、これから十ぐらいは考えておりますが、それ以上にあるいはなからうかと思ひますが、そういうものについて、一つ一つが計画によつて違つてくると思ひます。また大きなきによつて違つてくると思ひますので、それじゃ十年でどれくらいになるんだというところについては、まだ計画も全部ができおりませんので、ちよつと今申し上げるわけにはいかないかと思ひますのでございす。

○菅野久光君 それぞれ一つ一つの湖沼によつて汚濁の状況なども違ひますし、そういうことでは全体的な形ということにはならないにしても、それそれぞれの湖沼ごとに一定の目標を持つてやるといふふうに理解をしてよろしくございすか。

○國務大臣(上田徳吉) そのとおりに、一つ一つに目標を持って計画を立てていただきたい、こういうふうに考えております。

○菅野久光君 次に、私は総理に自然観について質問をしたわけですが、そのときに総理は、総理の持つていられるとされた、天地と一体、万物と同根という哲学が答えの中に出たわけですが、これも、これはどういう趣旨なんですか、ちょっと伺いたいと思います。

○國務大臣(上田徳吉) 総理のお言葉でございますので、私が御推察を申し上げるのはこれはちょっと難しいのですが、たしか四十九年だつたと思うのですが、自然保護の倫理的規範ともいえるべきものとして、国民各層の代表者から成る国民会議において制定をされた自然保護憲章にうたわれておるのでございますが、「自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎であり、人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵を受けている、こういうふうな言葉がありますので、そういうところの趣旨から言われたものではなからうかと思うのでございます。

○菅野久光君 あのとにも総理からの答弁をもらえなかつたわけですが、自然という意味について、環境庁長官は、中央分離帯に植えられた花、ビルの屋上の植え込み、こういったようなものも自然という概念に入れてお考えかどうか、そこをちょっとお聞きしておきたいと思つた。○國務大臣(上田徳吉) 自然というものの考え方には、私はやはり両方の考え方があると思うのでございます。

日本人は、自然という言葉の中に、自然というのですか、ほうってあつた状態、放置された状態、そういうものにおいてつくられてきておるもの、つまり原始林のような、つまり全然人間が手を入れないでやつていく、そういうようなものを自然という言葉で言いあらわしておる場合もありますし、また、庭に自然を取り入れるといひまして、自然の景観を自分の庭に取り入れて、庭の構成と

いいですか、園芸といひますか、そういうことを昔から日本人はやつてきたのでございます。そして、それとともにまた、庭にそれを取り入れて、その後ろには借景に大きな自然林を、あるいは自然の山を、そういうものを取り入れていく、そういうものも自然の一部分というふうに出ておる思想がやはり私はあるのではなからうかと思うのでございます。

それからまた、禅から来ておるのでしようけれども、いろいろ、ある自然があるものによつてそれを表現していくというふうな考え方も日本人の心の中にはやはりあるのではなからうか。例えば、童安寺における石庭といひますか、ああいうようなものもやはり自然を表現しておる、そしてそれを見て自然に接した感を受ける、そういうようなことも考えておるのではなからうか。それが転じて、自分の家の中にいろいろ小物の、何といひますか、植木鉢に植えた盆栽、こういうようなものを、昔は盆山と言つたようですけれども、そういうものも入れましてそして自然を思つて育てていくというふうなこともあるので、自然というものはそういういろいろなものもあるのか、自然というものはそういういろいろなものがあるのか、自然というふうに入つて、これでいいのではなからうかというふうに入つておられます。

○菅野久光君 人が手を加えてつくつたもの、例えば林なんかでも人工林、自然林という言葉があるのは大臣も御存じだというふうに入つておる。そういう、例えば花いっぱい運動とか何とか、それが自然を愛護するといひますか、そういうようなことで盛んにやられるわけですが、それとそれは一般的に私どもが言つておる自然というところとは私は違ふと思ふんです。やっぱり箱庭的な発想で自然というものを考えられたのでは私は困るというふうに入つておるから、それで私はそういう自然の概念の中に入るかどうかというところをお聞きをしたのでありまして、もつと自然というものは生物のいろいろの循環といひますか、私は質問のときにも申し上げたんですけれども、そういう動物あるいは植物、そういうようなもの

が循環されてつづいてきておるわけですね。そういうものを私ども一般的に言う場合には自然と言ふのではないかと入つておるんです。どこかの庭へ行つて、ああ自然があるなというふうなことは私は一般的には言わないと思ふんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(上田徳吉) なかなか大変難しい問題になつてきたのでございますが、私は、人間はやはりそういう植物であるとかあるいは水であるとか、あるいはまた山であるとか、そういうふうなようなものに接して気持ちがいろいろ和らぐというふうなことは自分いろいろ育てておるツツジの木を盆山にしてあるものをいろいろ見て、ああここに近づいてきておるものと、この花はつぼみがいっぱい咲いてきておるものと、子供をばくくむと、だうかといふようなことを、子供をばくくむと同じような気持ちでやはりそこに出てきて、それが自然に接することの一部分であるとも言うのでございまして、そういうふうなことをやはり日本人は非常に好んでおるのではなからうか。

もつとも、日本人ばかりではなくて欧州の方へ行きまして、あのオランダの国に行きまして、おのおのの御家庭の家の中にはもつとたくさんのお花が飾つてございまして、それも根のついた花、切り花もございまして、そういうものをいろいろ飾つておられる。外には庭という、日本の庭みたいなものはありませんけれども、道路の横にすつといろいろお植えになられたり、道路との間にお植えになられたりいたしておる。やはりそういうものに接するといふことによつて人間は疲れがとれていく、あるいは和みといふものが得られるのではなからうかと私は考えておるのでございます。

○菅野久光君 この論議ばかりやつておるわけにはいきませんが、自然が破壊されておる、あるいは生態系が破壊されておるという場合には、もちろん言われるようにそういうものも自然のごく一部ではあつても、そういう言い方をされる

と、それがさながら自然であるかのようなやつぱり錯覚を起して、私は本質的なことにはなつていかないんじゃないかといふふうに入つておるから、その点はこれ以上結構でございます。

そこで、総理が言われる人の和ですね、人の和と環境保全との関係についてもう少し説明をしていただきたいといふふうに思ひます。

○國務大臣(上田徳吉) 人間が殺伐になるといふ場合におきましては、やはり孤独になるといふことから起つていくのではなからうか、殺伐になりますと孤独になつていくのではなからうかと思ふのでございまして、そういうことを防ぐために安らぎであるとか潤いであるとか、そういったようなことを得られるようにいたしまして、結局人の和といふことがおのおの起つてきて、社会といふものが和やかに和をもつていくといふようになるのではなからうか。だから花と緑を都会の中の庭にお植えなさい、そうすると非常に気持ちが和んできて、そして大いに皆さん人の和で豊かな生活をするようにしようといふのが、私は「花と緑で人の和を」という標語だと私は考えておるのでございます。

○菅野久光君 私は、人の和といふこと、今大臣が言われたようなことで少数者を切り捨てるべきではない。自然保護団体とか、そういう人たちの意見を少数者の意見だといふことでやるようなことで実は代表質問のときにも質問したわけでありまして、それは切り捨てられておるやうなことは人の和ではない、そういうことで私受けとめておりますが、よろしうございませう。それで、時間がございませぬので次に進めさせていただきますが、先ほど片山委員からお話がありましたが、環境アセス法案の取り扱いなんです、きょうの本会議で久保田議員の質問について、何とか国会中に出したいといふような趣旨の答弁があつたといふふうに思ひますが、現在の状況についてひとつと詳しく御説明をいた

なことについての規制がきちつとできているところはいいんですけど、全部の湖についてそういう規制ができていないというふうには私は思うんですが、それはそういうふうな理解によるしゅうごうですか。

○政府委員(佐竹五六郎) 琵琶湖、豊後湖等につきましては比較的対策が進んでいる先進的な湖沼でございまして、一般の都道府県内の湖沼につきましてはそのように期待できないというのが現状でございまして、先生のおっしゃるとおりでございます。

○菅野久光君 そこで、ちゃんと対策のできていないところはいいんですけど、対策のできていないところの問題のあるような工場等はないのかどうか、その辺をちよつとお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(佐竹五六郎) 具体的にお答えをした方がよろしいかと思ひます。

例えば印旛沼、手賀沼でございまして、五十トン以上の排水をしている事業所の数が印旛沼七十三、手賀沼五十六でございまして、どういふものがあるかと申しますと、印旛沼の場合には、し尿浄化槽が四四・九、これは団地の合併浄化槽が半分近くあるわけでございまして、それから製造業が二一・八、サービス業が一七・九、それから手賀沼は五十六でございまして、これも、し尿浄化槽が三二・九、それから環境衛生業二一・四、製造業二〇・〇、同じく諏訪湖等をとってみますと、今度はこれは五十トン以上排水しますのが百六十九でございまして、旅館業が四九・四、食品業が二〇・二というところでございまして、総じて申しますことは、旅館業、湖沼の周辺でございましてある程度御納得いただけるかと思ひますが、あるいは食品業、食品は御案内のように中小企業が多岐にわたってございまして、こういうものの立地が大部分でございまして、現状でございまして、○菅野久光君 そこで、例えば先ほどのあれでも、穴道湖は産業系が二四、生活系が二九というような数字で言われているわけですね。これはな

ぜかということなんです、これから新増設されるものについては届け出制、それから既にあるものについてはないわけですね。しかし、現在まだ湖沼法がこうやってきちつとなっていないその段階でもこれだけの汚濁負荷があるわけですね。そうしますと、現在あるものに問題が——問題といいますが、汚濁の原因になっていない企業なり何なりがかなり私にはあるのではないかとこのように思ふんですが、その辺はどうかでしようか。

○政府委員(佐竹五六郎) 確かに、現に存在する工場、事業場については湖沼法の規制はかかっています。反面、水濁法の規制はかかっているわけですが、水濁法で規制がかかっておりまして、多くの県ではその規制の上乗せをやっているというところでございまして。

この湖沼法と水濁法との規制のやり方の違いは、水濁法では濃度規制で、瞬間的にある濃度以下でなきや排出しちやいけない、こういうことになっております。ところが、湖沼法の場合には、一日当たりこれまでしか出てはいけません、そういう規制のやり方をする違いはございまして、したがって、既存の工場、事業場等も野放しではないわけでございまして、それぞれ濃度規制は行われているわけでございまして、さらにまた、それでどうも足りない、そういう対策では湖沼の浄化が不十分であるという場合には、既存の企業も含めまして負荷量規制ができるような、これは総量規制でございまして、そういう手続が今御審議いただいております湖沼法に定められておりますので、必要であればそういう総量規制へ移つていくたい、かように考えているわけでございまして。

○菅野久光君 この問題はまだちよつと残る問題がありまして、時間がございませんで先にちよつと進めさせていただきたいと思ひます。指定予定湖沼周辺の工場、これは随分たくさんあるわけですが、その規模別、業種別にこれは瀬戸内との比較でちよつと出していただきたいと思ひます。

○政府委員(佐竹五六郎) 瀬戸内との比較で申し上げますと、私もやはり排水量を基準に企業の規模を考慮しております、まあ経済的適念で申し上げます大企業、中小企業とは必ずしも一致しない面はあるかと思ひますが、瀬戸内海で申し上げますと、一工場当たりの排水量が一日当たり二千五百六十七トンでございまして、これに対して、百七十五湖沼平均いたしまして、この湖沼について見ますと五百七十二トンでございまして。

さらに、負荷量と申しますか、一日当たり排出する汚濁物の量でございまして、これはCODで見ますと、瀬戸内海の場合には一日当たり百六十五キログラムの汚濁原因物質を瀬戸内海へ排出している。この百七十五湖沼平均で見ますと、一日当たり十一キログラムの汚濁物を排出している、こういう状況でございまして、経済的適念で申します大企業、中小企業と一致するかどうかは議論の余地はあろうかと思ひますが、瀬戸内海というのは、御案内のように臨海工業地帯に我が国の大工業が大体立地しているわけでございまして、そのことと、先ほど申し上げましたように、湖沼周辺には旅館業、食品業等が多いということを対比してお考えいただけますと、大体私どもの言っていることが現実にも妥当しているのではないかと考えていいのではないかとこのように私どもは考えている次第でございまして。

○菅野久光君 どう考えても一般の人にも私にはわかりづらいと思ひますが、せつかく湖沼法をつくつて湖沼の水をきれいにする。そうすると、きれいにするといいことは、汚いからきれいにするといい。汚くする原因をつくつていられるものが湖沼の周辺にあるわけですね。ですからこれは当然、せつかくつくる湖沼法だから、今までの湖を汚した原因をつくつたものを何らかの形で規制をするというやうなことがなければ、私は湖をきれいにしていくというところは常識的にできないと考えるのが普通だというふうに思ふんですが、ところが、今回のこれでも、今までのやつはよ

ろしゅうございまして、これからつくるやつは届け出をしてもらいます、そういうことでは、本当に何ぼ、それは漢方薬だつて、漢方薬の中には早く効くやつもやばりあるわけですから、のんびり何十年もかかってやるやうなそういうことではなく、できるだけやつぱり早くするという方策をとるといふのがこの法律を生かしていくということになるわけですね。今までのやつはいい、これからつくるやつだけ届け出制、そのところをもつと国民にもわかりやすくひとつ説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(佐竹五六郎) この湖沼法の根拠を流れる考え方になるかと思ふんですが、まず大切なことは、現在以上に汚さないということがまず第一でございまして、いや、決してそれでいいというふうに私どもも考えているわけではございませんけれども。

それからまた、既存の旅館業あるいは先ほど申し上げました食品工業というのは、これは古いいろいろな経過でございまして立地しているわけでございまして、そういう昔からその湖沼に立地している企業について一律に最初から厳しい規制をかけてその操業の環境を変えてしまふというのはいかかであらうか。というのは、むしろ後から、例えば諏訪湖にいたしまして、古くから工場、事業場があるわけでございまして、あそこを観光人口が非常にふえたというやうなこともあつて湖沼の汚濁が進んでいるということもございまして、一時的には、新設、今後新しく出てくるものを規制する。しかしそれで足りない場合には、先ほど申し上げましたように、既存の工場、事業場も含めまして総量規制をかけるやうな、そういう仕組みもできているわけでございまして、そのやうな理由であることをつつ御理解いただきたいと思ひます。

○菅野久光君 もう時間ですから、最後に一言だけきようのところは言っておきますが、相当苦しい答弁ですね、正直言つて。これではやつぱり全く薬にも何にもならない何か草を漢方薬だといつ

ていた方がいいのでございます。

また、先日、千葉大学の各字部の専門家約七十人が手賀沼、印旛沼の水質汚濁について総合的な調査に乗り出すことになったという報道を聞ききました。私はこのような研究者の方々の努力は高く評価したいと考えますし、その貴重な研究の成果は具体的な水質保全対策の中にも生かしていくべきではないかと思ひます。これらの点を含めまして、湖沼法に基づく水質保全対策の推進について環境庁長官の御決意を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(上田稔君) この湖沼法をぜひとも早く成立をさせていたしまして、そして各地の公共団体であるとか、また関係各省はもちろん、規制の対象となる事業者の方々、さらにはまた、各地の湖沼で改善対策の計画に当たつていただいております、また調査に取り組んでいただいております研究者の方々、あるいはまた地域住民の皆様方の御協力をいただきまして、そうして効果的な湖沼の水質保全対策が推進されますように私ども最大限の努力を図つていきたいと考えております。

特に、早くこの湖沼法によりまして計画を立てていただきまして、その計画は関係閣僚會議に諮りまして、そうして各閣僚の了解のもとにその計画に基づいて推進ができるようにしていきたいと考えておるものでございます。

○高桑栄松君 それでは質問させていただきますが、最初に、私が、ちょうど九年前でございますけれども、オーストリアに参りましたときに、私の友人が連れていつてくれた湖があるんです。大変きれいな湖で、ハルステッテルゼーというんですけれども、とても水がきれいで、もうびつくりしまして、どうしてこんなにきれいなんだと言つて聞いたんですが、そうしましたら、言うのには、まず兩岸にある住宅等々の排水はすべて集めてそしてそれぞれ処理をして、湖には流さないで川に全部流す。それから浮かんでる船ですけれど

も、公営のフェリーボートだけが油のエンジンを
使っておりまして、あとはすべてのボート、船は
オイルエンジンは使わせない、電気モーターであ
るということ、エンジン音も聞こえないんです
ね。

先ほど、滋賀の県知事さんが琵琶湖の水をすく
って飲んだという話をしておりましたが、も
っとも、それは一つの表現であって、たまり水は
飲んじやいけないのが予防医学の原則でござい
ますが、しかし飲めそうなくらいきれいなんです
ね。もう本当にきれいでございましてびっくりし
たんです。ですから、私はそれを聞いて帰ってか
ら事あるごとにそんな話をあちらこちらでして
もらっているんです。そういうことを念頭に置
いてこれからの湖沼対策をやっていたきたいな
と思うわけです。

それで最初に、これももう何遍も大臣は答弁し
ておられますけれども、やはり一応イントロダク
ションでございまして、水濁法とは別にいい
ますか、新たにまた湖沼法というものをされた
その理由というか、何を本当に期待されている
のか、その辺を大臣にお願いしたいと思うん
です。

○国務大臣(上田徳彦) お答えを申し上げます。
琵琶湖の水を知事が手ですくって飲んだとい
うことでございますが、私も子供のときには実は、
衛生的の思想がなかったのか、琵琶湖の水をや
り中学校のときには行きましてよく飲ましてい
たきました。そういうふうなきれいな水でござい
ましたが、今はちよつとそういうわけにもいけな
くなってきているのは大変残念でございませ
う。

さて、御質問の点でございしますが、今まで計画
がないと言いますとどうでございまして、それは
総合開発計画というものがあつて計画を立ててお
るのでございすけれども、どちらかといいます
と、下水道の計画のあるところは下水道を促進す
るというふうな計画になり、それからそのほか洪
水のはらんを防ぐような堤防をつくるところは
ここだ、雨水をやるような箇所、なぎさをつくる

ところはここだ、そういう計画はあるのでござい
ますけれども、それでは今の琵琶湖の水質を汚濁
するようなのはどういうふうな配置されてお
て、そここのところに対してはどういう手当てを
していくかといったような計画についてはこれは今
までなかったのではないかとこのように考えるの
であります。そういう計画をやつたり立てて、そ
してその計画がオーソライズされて、そしてその
計画に関係の各省が皆力を入れていただくとい
うふうなことにしていかなければ成り立たな
いのではないかと、そういうふうなことから
湖沼法というものをぜひともやつたり考えてい
かなきゃいけない、こういうふうな考えておるも
のでございす。

水濁法によりましてなるほど全般的な河川水、
湖沼水に対しての規制はございすますが、それで
はやつぱりちよつと湖沼に一番適切なものが得られ
ないというふうな考えられますので、そこを水濁
法とは別個に湖沼に当てはまるようなものに変え
ていかなくちよつと、こういうことから湖沼
法というものをつくらしていただいたでござい
ます。

○高桑栄松君 この湖沼法の目的のところに「健
康で文化的な生活の確保に寄与する」ということ
が載つておりますが、私は、政治というのは、最
低限度の生活保障というのと、もう一つはやはり
よりよいレベルに引き上げていく、この二つの面
があると思うんですね。やはり理想を掲げてとい
うか、それがなければ政治というものの意味がな
いのではないかと、その意味で「健康で
文化的」というのを湖に当てはめると、やはり良
質の飲料水が得られるような水質、それから文化
的というのは生活環境として快適であるといつた
ことが含まれているのじゃないかと、こんなふ
うに私なりに思つておるんです。ついででござい
ますが、大臣も湖の水を飲まれて育つたとおし
やつたので、多分少しづつ免疫を得られて長生き
で健康に過ごされるようになったのではないかと、
そんなふうに今思いながらお話を伺つておりま

た。
それで、水質については当面CODをというふ
うに言つておられますが、CODというのはやは
り有機物を対象にしたものなわけで、目下の対象
である富栄養化、その富栄養化、磷に対する規制と
いうのはどういふふうにおやりになるんでしょ
うか。

○政府委員(佐竹五六郎) 私ども湖沼の水質問題
を検討する過程において、流入汚濁負荷量と湖沼
の水質の現況を比べますと明らかにギャップがあ
る。流入汚濁負荷量を全部足してみてもそれ以上
に湖は汚れている、なぜであらうか。いろいろ諸
先生の研究等も拝見いたしますと、やはり栄養塩
類が流れ込んでそれが湖沼内部で汚濁物を生産し
ている、光合成作用によつて汚濁物を生産してい
る。したがつて、やはり基本的に、湖沼水質対策
としてはCODの規制のみでは不十分であつて、
流入する栄養塩類、特に窒素、磷の規制が必要で
ある、こういうようなことが大体的に諸先生の一致
した御意見であるのかのように私どもも拝察いたし
ました。

そこで私どもとしては、湖沼の富栄養化の要因
物質である窒素及び磷について五十七年十二月に
環境基準を設定し、引き続き、排水基準の設定に
ついても五十八年一月に中央公害対策審議会に諮
問を行つたところでございす。現在同審議会の
専門委員会が窒素、磷の排水規制のやり方につ
いていろいろ御議論をいただいているところでござ
いす。私ども、できるだけ早くこの結論をいた
だきまして必要な法的措置をとり、湖沼法の富
養化防止対策を推進してまいりたい。

なお、湖沼法自身におきましても窒素、磷の負
荷量規制ができるようになっていくわけではござ
いす。まず、湖沼法によるCODに対する負荷
量規制、それから水質汚濁防止法による窒素、磷
の規制、それらの対策の効果をj守つて、必要が
あれば湖沼法においても窒素、磷の規制もやつて
まいりたい、かように考えているわけではござい
す。

○高桑栄松君 きょうの朝のNHKにも出ており
ました、新聞にも出ておつたんですが、琵琶湖の
調査で、無機合成洗剤を使つていられるけれども、L
ASですか、ああいうものが少しづつふえてきて
いる、現在はいいいけれども、将来が問題だとい
うに出ておりましたが、新しい化学製品が出て
くるとその対応というのがそれそれ非常に難しい
問題をはらんでますね。無機合成洗剤を使えな
いといふ、それがまた分解されんじやないかとい
う、石けんは分解しやすいけれどもトリハロメタ
ンの生成のもとになつてくる。一体どうしたら
いんだらうかというふうな、化学的にはどうい
うか、学問的には大変難しい問題がそれでありま
す。あるからといってほうつておくわけにはい
ないわけで、私はやつぱり、今窒素、磷と言つては
おりますけれども、もうあと五年とか十年このLASが
蓄積されていったらどうなるだらうかといったよ
うなこと、こういうことを含めてやはり長期的
に計画を立ててやつていただきたい。これは今の
問題ではないんで、私から一応要望をさせていた
だくというこにさせていたでございす。

それから、湖沼法ができて、水濁法がある。こ
れからNとPの規制も、多分中公書からの答申が
出た段階でこれが出てくるわけだと思ひますけれ
ども、既存の県条例、これとの関係はどうなるの
か。これを制約するといふことがあるんだらう
か、どつちがもとになるんだらうかといったよう
なことがちよつと心配されるんですが、いかがで
しょうか。

○政府委員(佐竹五六郎) 水濁法では、御案内の
ように、都道府県知事は国の定めます一般的な排
水基準に対して上乗せができることになつてい
るわけではございす。
現在窒素、磷に対する規制としては、条例で行
つておりますところは琵琶湖と豊ケ浦でございま
すが、これらの県条例は、私どもの水濁法に基
づく窒素、磷の規制が行われた場合、私どもが一般

的な基準として定めます規制内容より厳しい場合には、この水濁法に基づく上乗せの基準として位置づけられることになるわけでございます。ただし、一定の手続を要することになりますけれども、その手続さえ経れば自動的に上乗せ基準として位置づけられることになるわけでございます。

○高桑栄松君　そうですか。そうすると、県条例も取り扱いによってちやんと生きていくということですね。

○政府委員(佐竹五六君)　さようでございます。

○高桑栄松君　そこで、文化的な生活を含めてのことでありまして、第二十五条のところに、湖沼周辺の環境整備と保護というのがあるわけですが、土地利用規制というのが私はやっぱりあつた方がいいんじゃないかと思うんですが、これに対してはどんなふうな規制が行われるでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君)　湖沼の水質に影響を及ぼします周辺の土地利用につきましては、二つの側面がございまして、集水域全般を通じての土地利用と、特に湖岸から数十メートル程度の本当の水辺の土地利用、こういう二つの意味があらうかと思うのでございますが、まず、広く湖沼周辺の土地利用につきましては、現在有効に機能しております法律としましては、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域、これは国が指定する場合と都道府県が指定する場合がございまして、それから自然公園法に基づく国立公園、国定公園、さらには都道府県立公園、それから都市計画法に基づく、いわゆる線引きの結果として市街化調整区域、それから森林法に基づく保安林というふうな、かような制度があるわけでございます。

さらにまた、ごく湖のなごきから近いところでございますが、この土地利用につきましては、現在大部分の湖沼は河川法として指定されているわけでございまして、この指定を受けますと、その水辺から数十メートル程度のところは河川区域ということになります。これについては、河川法によって、工作物の設置はもとより土砂の

掘削等も規制を受けることになるわけでござい

ます。私も、御指摘を受けました二十五条の趣旨に基づいてこれらの制度を運用すれば、当面湖沼の環境保全に対して有効に働くのではないかと、かような認識に立つてこの法律を仕組んだわけでござい

ます。○高桑栄松君　今のお言葉はまことにひとつもだと思ふんですが、活用すればいいわけでございまして、活用しなければいけない。活用できないと困るんで、そのときに、大臣がしばしば言っておられたように、関係関係との協議、相談とおっしゃっておられたが、これはやはり環境庁は調整をとる官庁であるというふうな認識をしておりますけれども、つまり、その際にやはり調整官庁としてはその核になつていくという、リーダーシップと申すか、またいろいろの意味で問題があるかと思ひますが、やっぱりその中心になつて調整をしていく。リーダーシップと言いたいんですけれども、そういう意味で長官はやはりリーダーシップをとつていっていただく必要があると思ふんですが、御決意のほどをちよつと伺いたい。

○国務大臣(上田徳君)　当然保全計画につきましてはこれは関係関係会議にかけるわけでございまして、それに関連をして、いろいろこういう土地利用の規制について問題が起つてきた場合におきまして、この関係の法令の活用をその省にお願いをするということはいたす覚悟でございます。

○高桑栄松君　先ほど来、アセスメント法案のことが出ておりますけれども、同じような意味で長官の努力を、アセスメント法案提出への努力なんですか、単に協議というよりは引張つていつていただいて、できる限り国会中に提出という長官の言明を私も強く支持しておりますけれども、ぜひひとつ調整をとつていただきたいというふうな思ひます。それはまあよろしゅうござい

ます。○政府委員(佐竹五六君)　CODの環境基準の達成状況で申し上げますと、東京湾では五十六年度が六十一、五十七年度六十一、伊勢湾では五十六年度が五十九、五十七年度は四十一で低下しております。瀬戸内海では五十六年度八十一、五十七年度八十一でございまして、一般的には横ばい。その中で伊勢湾が若干悪くなつてきているというのが現状でございます。

○高桑栄松君　これを伺いました理由は、例えば、瀬戸内なんかは焼規制が入っているんでしたかね。

○政府委員(佐竹五六君)　瀬戸内では焼の削減指導をやつておるわけでございまして、これは行政指導でございます。

○高桑栄松君　そういう既存のものがあるわけであつて、それを見ていると横ばいあるいはむしろ悪化しているところがある。横ばいというのは、少しでも現状を維持しようということをやつてきく局長が言つておられたようだからそれかなとは思ひますが、やはり目指すところはベターであるべきで、そうすると既存の法体系でそういう状況であると。特に、瀬戸内ですと許可制ですね、さつきおっしゃいましたが、今度は届け出制なんですか、やはりその点では規制がやっぱりつきりしないんじゃないかということでございますが、どうですか。

○政府委員(佐竹五六君)　瀬戸内につきましては、特別措置法に基づきまして、これは議員立法で制定されたわけでございまして、CODの負荷量を三年程度の間に半分にするという非常にドラチックな方針をとられたわけでございまして、その際に、当時瀬戸内海の汚濁負荷量の大体八割が産業系の排水であつた。これは瀬戸内が臨海性の工業地帯がずつとつながつていて、これを理解すればある程度理解ができるのではないかと思ひまして、その許可制ということがとられた。

○高桑栄松君　説明はわかりましたけれども、やはり前車の轍を踏まないという必要があるかと思ふんです。ですから、閉鎖性水域のことを念頭に置いて、その轍を踏まないように、少なくとも湖沼法でできた水質は改善されていくんだというところでひとつ努力をしてもらいたい。やっぱり行政指導ということになるんだと思ひますけれども、届け出制と許可制に非常に近いんだというつもりでやはり行政指導をしていただきたいと思います。というのは、後で変えるというのは、口では言つてもできないことなんです。やっぱり事前にそれは指導していく必要がある。それで届け出というふうなことでなければならぬまいかと思ひます。

それからもう一つ、先ほど来家庭雑排水、それから小規模のし尿浄化槽が問題になつておるんですが、これは、私が衛生学を教へておつたときから家庭のし尿浄化槽というのは非常に問題になつておつたので、改めてちよつと伺いたいたんですが、みなし特定施設が、五百人し尿処理以下のもの、ベッドが三百の病院ですね、その下限はどうなるんでしようか。

○政府委員(佐竹五六君)　下限につきましては現在まだ関係各省間で協議がついておりません。今後の検討課題になるわけでござい

ます。○高桑栄松君　そこで厚生省にちよつと伺いたいたすけれども、公共下水道利用人口と、し尿浄化槽利用人口を知らせていただきたいたす。○説明員(小林康彦君)　お答えいたします。五十六年度末におきまして、私どもの調査で

は、公共下水道の利用人口は二千八百三十五万四千一人、し尿浄化槽利用人口は二千七百七十六万四千一人でございます。

○高桑栄松君 人口比パーセントをちよつと教えてください。

○説明員(小林康彦君) ちよつとパーセントを今計算してございますが、おおむね二四％ぐらいずつのところでございます。

○高桑栄松君 公共下水道が少し少ないんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○説明員(小林康彦君) 五十五年度までは公共下水道がわずかに少ないという状況でございましたが、五十六年度には逆にわずかに公共下水道が多くなっております。

○高桑栄松君 数字は私の手持ちとちよつと違ひますけれども、まあ大ざっぱで結構だと思つておりますが、私の論旨には変わりありません。

つまり、公共下水道を使わないし尿浄化槽というものがかなりなパーセントを占めてゐる。それが施設が小さいものになると全くコントロールされていらないということが問題になりますので、若干のことを申し上げますと、これはいろんな文獻に記載されてゐるものを挙げてみましたけれども、し尿浄化槽が昭和五十四年度で三百二十七万基となつてゐる。これは九九％が住宅用だということですから、もし五人槽を想定しますと千六百万の人口になります。それが保健所に届け出られた分であつて、届け出られない分はわからぬわけですが、ある文獻は同数と、ある論は六割と言つております。つまり、同数または六割に当たるものが無届けで浄化槽になつてゐる。これが極めて小規模のし尿浄化槽が水質汚濁に対してはノーコントロールだということがあります。

それから、データをもう少し挙げさせていただきますと、一般に、夏の民宿のところですが、一番多いのが十人槽を対象にしたし尿浄化槽です。下限のつもりで今お話ししていますよ。十人槽だそうですが、実際には夏場になりますと五十人ないし六十人が使つてゐる。つまり、全くし尿浄化の

機能は無視されてそのまま通過してゐるというのが現状だと思ひます。それに、家庭雑排水というか、五十人、六十人の人の台所の食物とか洗つたものがどんだん入つていきますから、夏場のそういうところではほとんどし尿浄化槽の機能は無視されてゐるということでありまして。

それから、家庭浄化槽で曝気式の浄化槽ですと電気で泡を入れますね。あれは電気代がかかるというので、節約をしてときどき停電をさせてゐる。ときどきじゃなくて停電をさせつ放しというところがあるようであります。

それから、年一回浄化槽から沈殿物を取るといふことになつてゐますけれども、取らないのがほとんどだといふことが指摘されております。

それから、もう一つは、浄化槽は十分な管理と

いうのは先ほどお話ししたことがあるけれども、それはほとんど無視されてゐる。しかも、建築基準法にはあるんですけれども、建築屋で全く浄化槽の知識がない人がどんだんつくつてゐる、そういうことからまずまずノーコントロールになる。私がたたくさんの今データを挙げましたが、これ

機能は無視されてそのまゝ通過してゐるというのが現状だと思ひます。それに、家庭雑排水というか、五十人、六十人の人の台所の食物とか洗つたものがどんだん入つていきますから、夏場のそういうところではほとんどし尿浄化槽の機能は無視されてゐるということでありまして。

それから、家庭浄化槽で曝気式の浄化槽ですと電気で泡を入れますね。あれは電気代がかかるというので、節約をしてときどき停電をさせてゐる。ときどきじゃなくて停電をさせつ放しというところがあるようであります。

それから、年一回浄化槽から沈殿物を取るといふことになつてゐますけれども、取らないのがほとんどだといふことが指摘されております。

それから、もう一つは、浄化槽は十分な管理と

に一つ一つお答えを願うというつもりはございせんが、家庭雑排水、小規模な家庭用のし尿浄化槽、これが、今までの水質汚濁法あるいは沼沱法で新しいものに対してはコントロールがきくかもしれない。それから、みなし施設の中にカバーされるものについてはできる。しかしそれ以下の、下限ですね。ですから下限を私が聞いたのはそこなんですけれども、下限をどこに置くのかということ、下限から外れたものに対してどういう行政指導ができるのか。例えば業者と契約をさせるとか何かないかと、長官もさつき強調しておられた家庭雑排水、これはノーコントロールなんです、最終的にノーコントロールです。コントロールできるのはやつぱり行政努力で一年一年よくなつていくと私思ひます。しかし、ノーコントロールの場所をどうしていかということについて十分に注意を払つて、行く先々の、今のだけじゃなく先をどうしたらいいかということをお考え願ひたいと思つてゐますが、まとめて何か御返事があれば一番結構です。

○説明員(小林康彦君) 浄化槽についての話がございまして、その点についてお答えをいたします。

現在浄化槽の構造につきましては、建築基準法で構造を定めまして、住宅の新築あるいは改造等建築基準の確認の必要な場合にはそのところで受け付けております。それから、トイレだけ改造いたしました場合には廃棄物処理法で受け付けをしております。その後の維持管理につきましては廃棄物処理法で維持管理の規制をしておるところでございます。お話しのように、いづれかのルートで届け出がない、いわゆるもぐり、無届けの浄化槽がある程度存在するということは強く言われておりまして、それとともに、維持管理が不徹底のために、周辺の問題あるいは水質汚濁の問題と

いうのも指摘されてきたところでございます。このため、昨年五月に新たに浄化槽法が制定をされまして、施設の工事に当たります人及び維持

管理に当たります人、この国家資格を設けまして、従来よりは適切な設置、管理が行へ、届け出がないというような事態がないように、それから管理も責任を持つて管理ができる体制というものが整えられたところでございます。この浄化槽法の全面施行は六十年十月からでございます。ただいま厚生省及び建設省におきまして新しい制度に向けての準備を進めておるところでございます。

なお、現在でございます無届けの浄化槽を適切にルールにのせること、それから、清掃、保守点検につきましては現在でも廃棄物処理法で規制をしておりますので、それらに対しまして適切な指導、管理を行ひながら新しい体制に移行をしていきたいというふうに努力をしておるところでございます。

○高桑栄松君 そこで、生活雑排水対策の具体的なこととちよつと伺ひたいと思つたのですが、まず環境庁ですけれども、今年度新規に生活雑排水処理モデル計画の策定というのが予算が通つたようですね。それに生活雑排水対策実践活動が行われるといふこととございまして、これの内容はどんなことでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 生活雑排水問題が非常に深刻な問題に農山村地帯でなりつつあるわけでございます。したがひまして、各省それぞれ独自の観点から対策を進められてゐるわけでございまして。建設省においては、特別環境保全下水道、特にそのために小規模の下水道の技術指針等もおつくりになつておられます。農林省は、農村集落排水施設整備事業、それから厚生省におかれまして今年度から生活雑排水処理モデル事業。これは、従来人口密度の非常に薄い地帯で、特に水田を広範に周辺に持つてゐる集落の汚水処理技術等は日本ではきつ合ひの技術がなかつたというところから、そのような各省独自の観点でそれぞれ対策が進められてゐるわけでございまして、やはり私もとしては、これらが相互に整合的に調整されて仕事を仕組まれていく、地方自治体を

中心に整合的に仕事が進められることが一番望ましいのではないかと申すわけでございます。

私も環境庁といたしましては、さしたる知見もノーハウもございませんけれども、各省の仕事も自治体が多々組み合わせて仕事が進められるようにその話し合いの場をつくっていくというようなことをやっていきたいというところからこの事業を仕組んだわけでございます。

特に、実践活動云々という内容を予算の内容として仕組みました理由は、生活雑排水、特にし尿につきましては、たゞいま厚生省からお話ございましたように、浄化槽法の施行を契機として一段と改善が加えられると思っておりますけれども、やはり今後はその地域の住民の方々が身近な水辺の環境をきれいにしよう、そういう盛り上がりに基づいて、それを行政ができるだけ助長していくという形をとりまさんと、規制だけではなかなかこれは望ましい結果が得られないのではないかと。もちろん行政がきちっとやらなきゃならないことは、やるべきことはやるわけでございますけれども、そのような感じがいたすわけでございます。各地に、長野県等が先進的な県のようにございまして、自主的な活動がいろいろ見られるようでございますから、そういう活動をできるだけ助長していきたい、こういうようなところからその予算の内容を仕組んだわけでございます。

○高桑栄松君 同じく、厚生省、今ちょっと触れられましたが、生活雑排水対策というものがことし新規に予算が通っておりますね。これの内容はどんなことでしょうか。

○説明員(小林康彦君) 家庭から出ます排水、特に台所あるいは風呂から出ます生活雑排水が身近な環境を汚染をし、あるいは公共用水域の水質汚濁をもたらしている例が目立つという状況がございまして、従来からとっております地域し尿処理施設の整備、あるいは浄化槽の適正な維持管理に加えて、本年度から先生お話しの内容を計上したところでございます。この生活雑排水を対象といたします処理施設の整備に對しまして、地方公共団体が行われます場合に国庫補助を行おう、こういう制度を創設をいたしまして、これによりまして生活排水対策の一層の強化充実を図っていききたいと考えておるところでございます。

○高桑栄松君 私は内容が、両方の関連がよくわからないので、環境庁と厚生省、あるいはそのほかこれに關係する建設省ですか、こういったところの、何というかな、こういう同じようなテーマでの仕事をなさるときの横の連絡というのはどうなんでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 環境庁は事業官庁でございますけれども、独自に何か事業補助金を持つてそれで事業をやるといふことはいたしてございせん。それぞれ厚生省、建設省、農水省、事業を進められるわけでございますが、私も、やはり農水省だけで事業をやってもなかなかうまくいかない面がある。それから建設省も、例えば終末処理場の排水を農地還元等ができれば、はるかに三次処理等をするよりもコストが安く上がるという面もあるわけでございまして、いわばそういうことを最終的に調整するのはやはり市町村になつてくるのではないかと申すわけでございまして、そういう話し合いの場を私もつくろ、そういう計画を立てるための必要な経費の助成等を行おうということでございます。

○高桑栄松君 同じようなことかもしれないが、指定施設というものが今度ありますね。畜舎、魚の養殖ですか、こういったものの対策、これはきつと窒素が一番多いんじゃないかと、これはどんなふう具体的にやるんですか。農水省とか建設省との關係あるんでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 指定施設につきましては、具体的事例としては先生今お話しにございました畜舎あるいは養魚施設になるわけでございまして、これらの構造ないしその利用方法の基準を決めたい、かように考えているわけでございます。これは法律上は省令事項でございますけれども、各省の行政、特に農水省には、それをどう決めるかは畜産経営あるいは漁業経営にとつて重大な影響を及ぼすものでございますから、よく相談いたしまして、無理のかけないようになし、かつ私どもの湖沼水質浄化という目的にもかかなうような、そういう内容のものを定めていきたい、かように考えているわけでございます。

○高桑栄松君 ところで、私の最近の経験で、ちよつと私の考えているのが間違つていたなと思つたんです。

昔、台所でデイスボーターというのが大分PRされて、文化生活の一つではないかというわけで、あつちこち取りつけられたようですが、私は商売上、私の商売というのは予防医学ですが、私の仕事の上で、これはもう細かくしただけで有機物をそのまま下水に投げ込むんだから、下水処理上大変な負荷がかかるんで、せつかく厨芥でとれるのどうしてデイスボーターなんか使つたんだらう。私は本来禁止すべきものかと思ひ込んでいたんですが、この間聞いたら、うちが今台所を実は取りかえている最中なんです。建築屋がうちの家内に、デイスボーターをつけますかと言つたというんです。僕はびっくりしまして、えつと言つたんですけれども、私の家内も承知しております、そんなのはつけなかつたんですけど、これは禁止されてないんでしようかね。

○政府委員(佐竹五六君) 法律上特に何らの措置も講じられておらないというのが現状でございます。

○高桑栄松君 私はこれこそ大変おかしい話ではないかと思つておるんです。せつかく台所のあれがあるわけですから、それで取り出せばいいんであつて、デイスボーターで粉々にして下水に突っ込む。そしてこれは雑排水ですね、し尿浄化槽ではないわけで、その雑排水に入るとそれはそれなりに有機物の負荷が随分多くなつて思ふんで、これは何か指導はしているんでしようか。やめた方がいいという指導はするけれども。

○政府委員(佐竹五六君) これは厚生省からお答えいただいた方が適切かもしれませんが、生ごみの一種の処理の形態としてそういうものが普及した。というのは、やはりマンション生活等というような居住形態が普及してまいりますと、なかなか生ごみを処理するのが大変であるというところからああいう器具が普及してきたのだらうと思ふわけでございます。

私もとしては、先ほどの生活雑排水対策の中の実践運動の一つとして各地でやっておりますのは、やはり生ごみの粗いものはできるだけ水に流さないように、それから廃油等も流さないようにするという運動が各地で行われているわけでございまして、そのような観点から見ればまことに好ましくないわけでございます。下水道当局としても、やはり管渠が詰まるというような非常に好ましくない点、それから、当然のことながら汚濁負荷が大きくなるというところで好ましくない、こういうような認識を持っております。でございますが、ただ、現在これを法律で規制するかどうかということについては、率直に申し上げまして、まだ行政のレベルで具体的な課題とはなつていないわけでございます。

まあ先生の御指摘もあつたことでもあり、これは關係する省庁がかなり広範になるかと思ふのでございまして、何らかの機会に今後の取り扱い等について相談してみたいと思ひます。

○高桑栄松君 それでは時間が参りましたし、若干あるんですけども、ちよつと切りがいいように、最後に私の考えをちよつと述べさせていただきます。

私は前にもそんなお話をいたしました、公害対策というのは、特定汚染源、つまり大きな企業等でございますが、特定汚染源に対しては規制ができる。これはある意味で非常に明快にやれる、そして協力を得られる、そういう意味で効果を上

りには有機物の負荷が随分多くなつて思ふんで、これは何か指導はしているんでしようか。やめた方がいいという指導はするけれども。

○政府委員(佐竹五六君) これは厚生省からお答えいただいた方が適切かもしれませんが、生ごみの一種の処理の形態としてそういうものが普及した。というのは、やはりマンション生活等というような居住形態が普及してまいりますと、なかなか生ごみを処理するのが大変であるというところからああいう器具が普及してきたのだらうと思ふわけでございます。

私もとしては、先ほどの生活雑排水対策の中の実践運動の一つとして各地でやっておりますのは、やはり生ごみの粗いものはできるだけ水に流さないように、それから廃油等も流さないようにするという運動が各地で行われているわけでございまして、そのような観点から見ればまことに好ましくないわけでございます。下水道当局としても、やはり管渠が詰まるというような非常に好ましくない点、それから、当然のことながら汚濁負荷が大きくなるというところで好ましくない、こういうような認識を持っております。でございますが、ただ、現在これを法律で規制するかどうかということについては、率直に申し上げまして、まだ行政のレベルで具体的な課題とはなつていないわけでございます。

げていくと思うんです。つまり、大気汚染にしましても、SO₂のppmがほとんど九十九%ぐらい達成されている、一〇〇%に近い。これはやっぱり大きな汚染源が全部コントロールができたということだと思うんです。ただ、それで環境がよくなったと考えるのは間違いないで、やっぱり環境庁というのは、ppmを達成したらそれでいいというんであれば、環境庁は早晩なくなってしまうんです。そういうふうな努力をしているわけですから、そうではなくて、ベターな、より快適な、より健康な、という高齢化がますます進むことになりまふけれども、そういう環境をつくっていくかなければいけない。それにはやはり特定汚染源、大型の特定汚染源に対する規制。もう一つは不特定多数と言われる家庭とか個人の汚染源ですね、これはやっぱり教育だろうと思うんです。もう教育しかない。昔から予防医学、衛生学で言われているのは、ある程度は金で買える、しかしその先は教育しかない、こう言っているんです。まあ簡単に言うと、手洗いが大事だといって手洗い施設をつくっても、洗わなきゃだめじゃないか、洗わせなきゃいけない。こういう意味で教育というのが最終的に残ってくるんです。ですから、二つの方向、つまり、一つは規制の方向、もう一つは家庭教育、家庭というのか、個人かな、個人の教育ですね。

それで、いつの質問だかでもそのお話をしたんですが、環境教育というのはどなたが担当しているのか、厚生省なのか環境庁なのか、どっちなんだろう、こういうことも伺ったことを思い出したんですけれども、やっぱり環境教育ということにもう少し力を入れる必要がないか。それは学校教育だけではなくて、地域社会における地域活動としての教育ですね。そういうことで、やはり環境庁のまたやっていたかなければならない分野というものがあつたのではないか。これは予防医学の一番大事な一つが教育でございますから。それと規制ですね。

そして最後に、やはり皆さんの御質問とそれに

に対するお答えを伺っていると、確かにこちら側にいて伺っていますとなまぬいんです。環境庁は、それはお金を持っているからとおっしゃったように聞こえちゃったんです、さつき。それはやっぱり無手勝流ではだめなのかもしれない。だから、何かそこをやっぱり予算ももう少し大型にとる方法をお考えになるとか、あるいは教育に力を入れていくとか、それから調整に当たってはやはりリーダーシップをとっていただきたい。何と言ふかな、決めるヘッドになるといううまいやなくて、まとめるわけですから、そういうまとめ役としてのリーダーシップをとっていただきたいというのを希望いたしますが、最後に大臣に何かまとめてお答えをいただければいいと思います。

○国務大臣(上田穂君) ただいま先生からいろいろ有効な御示唆をいただきました、本堂にありがとうございます。

教育につきまして、緑の国勢調査というの、あれも私は一つの環境といえますか、自然と申しますか、それに対する教育の一つだと、実はボラントリーをとらしていただきましたのは、と考えておるのでございます。今、家庭排水水というのか、そういうものに対する、汚染というものに対することの矯正はやはり教育によつてやれるんだという御示唆でございます。私もそのとおりだと思つたのでございますが、また、これに対する教育の方法その他も私も勉強をさせていただきまして、また、先生からもいろいろ御示唆をいただけて進めさせていただきたいと考えております。

予算は、そういういろいろな企画に対してこれは当然ついているものでございますので、そういうことについて予算もふやしていきたい、こういうふうに考えておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

○近藤忠孝君 私は、きょうのところは琵琶湖の問題に焦点を合わせまして、水質の問題について質問したいと思います。

もう既にこれは衆議院の本法案に対する審議の

とき以来指摘をされておりますように、大変な水質の、特に湖沼の汚染の状況であります。琵琶湖につきましても、窒素、磷については五十六年以來やや改善の傾向はありますが、しかし依然として条例の目標水質をオーバーしている状況です。CODに至りましても、これは環境基準の三倍から四倍ものオーバーであります。これは全国各地、霞ヶ浦も諏訪湖も共通であります。問題は、COD削減の観点からも、窒素及び磷の環境基準を富栄養化阻止の観点を重視して妥当な類型に設定すべきだ、こう思うんですが、まずそれについての御見解を賜りたいと思います。

○政府委員(佐竹五六君) 先生御指摘のような観点から、一昨年末、窒素、磷の湖沼の環境基準を定めたわけでございまして、現在その当てはめ作業が進んでいるわけでございます。当然のことながら、それぞれの湖沼の持つ特性とそれから利用の現状を勘案して当てはめが行われることになることを期待しております。また、私ももうそういうふうな指導をしておるわけでございます。

○近藤忠孝君 この点、琵琶湖につきましては、言われておりますように、京阪神一千三百万の人口が利用する、文字どおり近畿の水がめでありまふ。そういう点で、まず水道用水、さらに農業用水、工業用水、水産用水、防火用水、その他いろいろありますが、特に漁業の面から見ても、たくさん魚がおるわけで、さらに水泳場、観光スポーツ、レジャー、こういう琵琶湖の現状から見まして、窒素、磷の水質環境基準の水域類型当てはめを行うとすれば、最低この告示のどの類型が妥当だと考えておいででしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 現在の環境基準から申しますと、水道利用は少なくとも第II類型以上、原則として第II類型以上。まことに遺憾ながら現実の汚濁が非常に進んでおりまして、浄化作用に期待して、さらに特殊なものについては第III類型の当てはめもあり得るということを一応告示しておりますけれども、原則的には第II類型以上、こういうことになるかというふうに考えております。

○近藤忠孝君 この点は衆議院の方でも指摘がございましたが、上田長官御出身の京都新聞でインタビューがありましたね、琵琶湖を第IIランクにと。これについてはもう五年で達成したいというふうな、これは京都府民に大変な期待を持たせ、長官ですから、これはもう水がいかにもきれいになるような、こういう状況なんです。しかし、その後の質疑の状況を見ましても、果たしてどうも具体的になるとどうなのか、大体五年なんてちょっと無理じゃないかという話もありますね。

一方、これは衆議院の質疑に対する佐竹局長の答弁ですが、先ほども答弁がありました。要するに、第一にこれ以上悪化を進行させないということ、これ以上きれいにするのはどうするかという、この辺が出てこないんです。どうも局長の答弁ではこれ以上悪化を進行させないということとどうも矛盾のなかなさを感じます。片方、大臣の方は五年で第II類型に、こういうことがあるんで、これは矛盾するのどうか、このお二人の状況は。そしてまた、これは実際どうやってやっていくのか、その辺の具体策をお聞きたいと思ひます。

○政府委員(佐竹五六君) 最小限の要請として、これ以上悪化させない。それから、もちろん悪化させないんではこれ何のために法律つくるのかわかりません。いかにしてよくしていくかということでございますが、私も、ここ数年勉強してまいりましたので、特に湖沼の水質についてはある程度将来の予測ができるようになってはいるわけでございます。まず、現状の水質がある、それから将来の人口の伸び、あるいは経済活動の伸びがある程度予想できるわけでございます。そうしますと、何ら対策を講じなければ五年後あるいは十年後にどうなるかというの推計ができるわけでございます。今度は利用目的の方から望ましい水質が当てはめられるわけでございます。そうしますと、それぞれだけ汚濁負荷量をカットし

なきやならないかということがある程度計算ができるわけでございます。その過程で私もできるだけ関係者に御納得いただけるような削減にしたいと思っております。

今度は、別途、現在私どもの与えられた行政手段から規制あるいは施設の整備としてどのくらいのことができるかということが見通しが立つてくるわけでございます。そこで今度は望ましい目標の達成が可能かどうかということをチェックしていく。そういう利用面と、それから、現実と与えられた政策手段とのチェック・アンド・バランスで場合によっては暫定的な目標を決める。かようなことになるわけでございます。そのような作業を通じて関係者の御納得をいただきながらこの水質浄化対策を進めていきたい。かつ、その過程はできるだけ合理的に、だれが見ても公平であるということがわかるような作業過程にしていきたい、そういうことを考えておるわけでございます。

○国務大臣(上田稔彦) お答えを申し上げます。琵琶湖が、湖沼法を制定をしていただきまして、それが軌道に乗ることができましたら、一日も早くいい水にしていきたいという私は願望を持っております。五年ぐらいにやりたいというふうに申したのでございます。

しかし、今の下水道の進捗状況を見ますと、なかなか琵琶湖の周辺はまだできておらないのでございます。全国的に申しますと二十何%。大都市におきましては四〇%以上、こういうふうな状態で下水道が完備されておるのでございまして、けれども、琵琶湖の周辺はスタートしたのが遅かったといえ、そのとおりでございますけれども、今のところ一〇%ちょっと上回るぐらいな程度しか進んでおらないのでございます。これが予算の伸びがどうなるかわかりませんが、これから日本の経済状況がよくなつて予算が伸び、そうして公共関係の予算も伸びていただくということになりますと、下水道の進捗も大いに伸びてい

くのではなからうかと考えておるのでございまして。それを伸ばしていただいて二〇%ぐらいになると今よりも大分方向が変わってくる。

今琵琶湖がそれじゃどういう状態にあるのかといひますと、今局長が申しましたように少しよくなりつつあるわけでございます。これは、滋賀県知事さんが有機洗剤というものを禁止をされまして、そして住民の皆さんの御協力を得てそういう洗剤をおかえになった、かえていかれたというふうなことの効果がやはり私はあらわれてきておると思うのでございまして、そこにさらに下水道の効果もあらわれて、また、し尿処理の施設なんかも計画的につくつていただいで、つまり、下水道の計画もちよつと立てられないようなところに対してはそういうようなものを御計画をいただいで、そしてその振興を図っていく。それからまた、そのほかのいろいろな工場に対する、あるいは施設に対する規制と申しますか、そういうものもあわせ進捗をさせていくとこれは相当な勢いでよくなつていくことになるのではなからうかと考えておるのでございまして。

○近藤忠孝君 現職の大臣が、IIランクに、そして五年で達成したいと言いますと、やはりそつかしい人はあまもう大丈夫だ、こう思つちゃうんですが、今の話を聞いてみますと、やつぱりこれはなかなか具体策もはつきりしませんし、これは一上田稔氏の夢のようなものだ、こう受け取らざるを得ないわけでありまして。

その点はその程度にしますが、問題は、私は本当に飲み水という面から見れば第I類型が望ましいわけですが、しかし、第IIというのはぎりぎりの線だろう、こう思ふんです。それをどう達成するか。問題は、この湖沼法がどう役立つかということだけれども、これはもう今まで指摘されていきますように、琵琶湖に限っては、既に今まで県条例でされている対象以上のものは出てこない、こういうことなんですね。それでいいのかという問題であります。先ほど佐竹局長の方から、将来を予測ができる

という答弁がありまして、実際滋賀県の水質審議会での将来の予測をやっております。現在の滋賀県の富栄養化防止条例の施行と、その後の一連の施策を実施していくことを前提に、今の施策を前提に望み、水の質について将来の推移がどのようになつていくかというシミュレーションを行つております。これによりまして、大体県の目標は達成することになるだろう。それからさらに、第II類型に南湖、北湖それぞれ達成することになるのか、その点どうでしょうか。

○政府委員(佐竹五六郎) 県のシミュレーション結果につきまして私直接承知しておりませんが、私も、現在までの琵琶湖の水質状況の推移から見まして、六十一年の県の目標値についてはおおむね達成できるのではなからうかというふうに判断するわけでございますが、特に、南湖につきまして第II類型を当てはめました場合には、その達成には相当な努力が必要であらう。

私も、これからこの法案を通していただきまして、水質保全計画を立てる過程、あるいは滋賀県の当てはめ作業との調整の過程でその辺詰めてまいりたいと思つてございまして、南湖が第II類型の目標を達成するということについては相当な努力が必要であるというふうに判断しておるわけでございます。

○近藤忠孝君 このシミュレーションの結果によりますと、南湖では、トータル富栄養で、現在の政策を継続した場合でも、富栄養化防止条例、六十年目標〇・三〇ミリグラム・パー・リットルを達成できない。北湖では今言つたとおり達成が可能だ。それからトータルPでは、南湖では六十年目標はぎりぎりのところを達成できるものの、その後の汚濁負荷量の増加によつて再び目標値をオーバーしていくというふうな状況ですが、大体そのとおりでしょうか。

○政府委員(佐竹五六郎) 先ほど申し上げましたように、滋賀県からそのシミュレーション結果について正式に説明を聞いておりませんので、あるいはそういう作業をなされておるかとも思います

が、その成否につきましては、現在私ここでそのとおりであるというふうには申し上げかねるわけでございます。

○近藤忠孝君 これは大変大事な話で、国がどういふ施策を行つていくかという点大事な話です。決してこれは秘密にすべきものでもないんだと思ひます。現在のところ公表はしていいやうですけれども、しかし、当然環境庁とすれば、実際どうなつておるか、これはむしろ詳細に報告を受けて、そして環境庁としても第II類型に達成するための努力をしていくべきだと思ふんですが、これは早急にその結果を取り寄せるべきだと思ひますが、どうですか。

○政府委員(佐竹五六郎) 先ほど申し上げましたように、環境基準の当てはめをやらなければならぬものでございまして、その際には当然そういう相談をいたすことになるわけでございます。

それからまた、水質保全計画を策定する際にも、関係各省に対して琵琶湖周辺の下水道整備のためにどのくらい予算がつけられるかということも考えながらその当てはめをやっていくということになるわけでございます。先ほど大臣からもお答えいたしましたように、今後の公共事業予算の伸びいかによつては絶対その達成が不可能であるというものではないわけでございます。まさに先生おっしゃるやうに、今後詰めて、その結果についてはいづれきちつと御説明いたすようにいたしますというふうに考えております。

○近藤忠孝君 私が知るところによりますと、このシミュレーションの結果、現行対策をいっばいやつた上で、さらに南湖ではトータル富栄養であと四五%の削減、北湖ではあと一五%の削減が必要だ、トータルPにつきましては南湖であと三五%削減が必要だ、こういう数字も具体的に示しているやうですね。となれば目標はもうはつきりするんですね。

問題は、これも先ほど来議論されておる通り、水濁法のベースの上に乗せの県条例がありまして、今度の湖沼法ではそれ以上のものではない

となりますと、少なくとも湖沼法では、今言った具体的に数字が出ている削減の作業が全然できないんじゃないか。これを一体どうやってやっていくつもりでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 水質保全計画を立てる過程でその辺が問題になるわけでございますが、まず一つは、削減所要量を産業系と生活系にどういうふうに割り振るかということが問題になるわけでございます。

その際に、産業系の方について言えば、一つ一つの事業施設について、現在の処理技術水準それから必要な設備投資額、そういうものから見てその配分された負荷量が達成できるかどうかということを含めていく。このような作業は、既に滋賀県におかれては琵琶湖の現在の富栄養化条例を定める過程で済まされているようにございます。

問題は、生活系の汚濁化についてどのくらいカットできるか。これは逆に言うと、基本的に下水道整備だと思いますが、下水道整備、その他各省の持っている生活污水处理予算をどのくらい滋賀県に配分できるかということの関連で決まってくるわけでございまして、そのような作業を水質保全計画策定に際して私どもは詰めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○近藤忠孝君 しかし、少なくとも水濁法では、その上乗せが条例ですから、これではもうどうしようもないので、それでここで湖沼法ができた。しかし、この湖沼法が、水質をよくしていく方には、そして環境基準に達成する方向ではほとんど役立たない。そうすると、一体琵琶湖に関しては何のための湖沼法か、こういう問題さもある。この点も既に指摘されている点ですね。その点について何かあるんですか。

○政府委員(佐竹五六君) お言葉ではございますけれども、私ども、水質保全計画というのをわざわざ国のレベルまで上げて関係閣僚会議の議を経て決めるというのも、その辺について優先的に予算を配分する。もちろんこれは国の全体の予算の扱い方の中で限界はございますけれども、やはり

琵琶湖が大切であれば各省にお願いして優先的に配分していただくわけで、そのようなシステムは滋賀県だけではできないわけでございまして、そのような意味で、私どもは、今回の水質保全計画というのとはそれなりの意味は——それなりの意味というより、かなりの意味を持ち得るというふうに考えているわけでございます。

○近藤忠孝君 ことしの三月二十四日付で、あなたですね、環境庁の水質保全局長から通産省立地公害局長あてに「窒素、燐に係る水質汚濁防止法第三条の排水基準の設定に当たっての基本的考え方」。「上記1及び2」というのは上乗せ等々ですね、「措置を講じて湖沼において富栄養化防止が図られない場合には、環境庁は当該湖沼を湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼に指定するか、水質汚濁防止法の改正により、所要の措置を講ずる。」こういうことが言われております。これはどういうことを意味しているんだろうか。あなたも出している、窒素、燐をちゃんと規制の対象にして、そしてそれについて総量規制をすべきだということに出してありますが、そういう方向、そのことなんですね、これは。

○政府委員(佐竹五六君) つまり、湖沼法の指定湖沼になりますと事業の裏づけがきちっとするわけでございます。しかも産業系と生活系とのバランス、汚濁負荷量のカットのバランスもそことっていくということ、しかもそれに予算の裏打ちがつくという意味で、指定湖沼にすれば自動的にそういうことができる、こういうことになるわけでございまして、そのような意味でここに指定湖沼に指定するというふうに書いてあるわけでございます。

それからさらに、水濁法の場合には規制措置しか書いていないものでございまして、指定湖沼にしないならば、むしろ広くそういう生活系の湖沼の対策を進めるためには今の湖沼法の考え方を水濁法の中にも一部取り入れたらどうか、そういう計画を立てまして、そしてそれを生活系と事業

系に割り振っていくという考え方、その意味で改正をすることも検討しよう、こういうことでございます。

○近藤忠孝君 ずっと今までの議論を聞いておりまして、環境基準の達成についてはなかなか具体策が出てこないんですね。やはり残るのは、先ほど言ったように、具体的にこれだけ削減が必要だと数字も出ている以上、新增設の許可制とか総量規制の導入、これは窒素、燐、CODはもうもちろんですが、これをやる以外にないんじゃないんですか。その点どうですか。

○政府委員(佐竹五六君) 総量規制の導入というのは、現在の私どもが御提案申し上げている制度の中で一つの考え方ではございまして、必要があればその方策に移っていくという、既存の施設も対象にしてやっていきたい。ただ、許可制をとるかどうかという問題は、これについては許可制の場合でも絶対許可しないとは言っておりませんで、基準を充足すれば許可するわけでございます。それから、私どもの届け出でも、許可にならないようなものについては変更命令をかける、こういうふうな措置をしているわけでございます。これは法律技術的に許可をとるか届け出にするかはそれほど実態として非常に大きな意味を持つとは私どもも必ずしも考えていない。つまり、届け出制でも運用によつては十分目的が達成できるんじゃないかというふうに判断しております。

○近藤忠孝君 ただ、私がこの法案を見た状況では、総量規制がいつどのように発動できるのかなかなか難しいという点で、これもまた後ほど議論したいと思っております。

時間が来たので、最後に大臣、下水道問題について先ほど発言がありました、詳しくは次回にしたいと思っております。ただ、私先ほどの大臣の話聞いておりました、そして同時に、昨日は大蔵委員会が財源確保法案の採決まで出まして、同じ内閣の大臣なのかな、向こうはまさにマイナスシンキングでどんどん抑えていくということに、先ほどの大臣の話では、下水道は重要である、そ

して建設省の方で大いに予算を伸ばしてもらわなきゃならない、このように言っておるんですが、もし本当に本心そういうお気持ちをお持ちなら、中曽根さんにも——中曽根さんも厳しいマイナスシンキングでやっていくというふうな、大蔵大臣もとよりそうなんです。私は、この委員会ですう言っているだけじゃなくて、内閣の中で堂々と、本当に環境を守るためには下水道予算は本当に大事なんだということで、大いにそこで頑張るべきだと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(上田徳君) まだ予算の話は閣内では全然ないわけでございますが、私は個人の考えとしては、これは民間投資が伸びていくということになりますと、それに応ずる公共投資というものは伸びていくべきであるというふうに考えております。そうでないとバランスが崩れてきますので、これはやはりふえていくときにはふやしていくという考え方が正しいと考えております。

○近藤忠孝君 終わります。

○中村鋭一君 きょうは時間が余りありませんので、申しわけございません、質問通告したものを離れてちょっとお尋ねをさせていただこうと思っております。

先ほど高桑委員の質問の中に、今回の提案されております湖沼法でCODの基準値の達成ということとは当然ながらうたわれている、それがまた眼目であるというところが、現実には、例えば琵琶湖を例にとつた場合、CODの基準値を達成いたしましても湖の汚れはそれを上回っていく、それは富栄養化の原因として窒素や燐というものを度外視することはできないのではないかとということについて、そのとおりであると局長お認めになりましたね。そこで、その局長の答えは、私の聞き間違いがあれば御指摘を願いたいんですが、それは水質汚濁防止法ですね、今のところはそれにまつ、窒素、燐については、中公審の答申を得てこの窒素、燐については処置をしていきたい、それまでは水濁法に基づいてやっていくんだ、このようにお答えになったと思うのですが、いかがでござい

○政府委員(佐竹五六君) おおむねそういうことでございますが、水濁法に基づいて窒素、燐の規制を行いたい、そういう法的手続をとる前提としたしまして中公審で今御検討いただいている、こういうことでございます。

○中村銳一君　これは、長官が提案理由の説明をなさいました、湖沼水保全特別措置法案ですね、「しかしながら、湖沼の水質の現状を見れば、閉鎖性水域という自然的条件に加え、湖沼周辺で営まれてゐる生活及び生産活動に起因する汚濁が近年特に著しく、その水質の改善を図るためには、水質汚濁防止法による排水規制等の従来の制度では不十分な状況にあります。」と、長官こうおっしゃっているわけです。水濁法では不十分だから湖沼法を今回当委員会でも審議しているわけでございます。にもかかわらず、窒素、磷については当分水濁法でいくんだ、中公審の答申を待つんだ、これはちよつと矛盾しているんじゃないかと思ふのですが、いかがでしょうか。

○政府委員佐竹五六君　現在の潮沼法は、水濁法に基づく一般的な規制を前提にいたしまして、それにさらに加重して、水濁法では規制できないもの、あるいは水濁法で規制できるものについても、あるいは水濁法で規制できないという規制ができるようになってはいけないという規制ができるようになってはいるわけでございます。窒素、燐につきましても当然もちろん必要があれば水濁法で負荷量規制もやれるわけでございます。現在窒素、燐については水濁法ですら規制の対象になっていないわけでございますので、そういう関係にあることを御理解いただきたいのでございますが。

○中村鋭一君　だから、午後から各委員が指摘しておりますように、私が言いたいのは、例えばこういう局長の御答弁にも見られますように、どうも環境庁がむしろ積極的に攻撃するよりは防衛に回っている嫌いなしとしない。こういったせつつかのいい、ベストではないかもしれませんが、

も、ベターな法案を提案しながら、なおかつその姿勢において、いつも私がこの委員会で指摘をさせていただきますように、一千万人といえども我行かん、そういう姿勢に欠けるところがあるんじゃないか。だから、水濁法、それは今おっしゃったとおりだと思いますよ。しかし、聞く姿勢があれば、例えば高桑委員の質問に対して、ただいま先生御指摘のような点がございますから、我々としてはさらに積極的に、中公審の答申を待つまでもなく、本法草案におきまして窒素、燐等の規制においても国民の期待にこたえるべく、湖沼周辺に住民の期待にこたえるべく一生懸命やります、これぐらいの答弁を私は期待したいということを申し上げているわけでございます。

長官 どうもこれは私の個人的な気持ちではございませうけれども、環境庁は、大石長官でありましたかと鯨岡長官でありますとか、非常に戦闘的な長官をいただいていた時代もあったと思うんですよ。鯨岡長官なんかは、アセスメント法案を何としましても今度はやるんだ、こう言つて辞表を懐に当委員会に出席をされたこともあると伺つております。温厚篤実な紳士の集団であつては環境庁は百年後の子孫に対して申しわけが相立たぬような事態になるから、だから私は常にアグレッシブな集団であつていただきたい、こう申し上げているわけでございます、その点につきまして長官の真意といひますか、お気持ちを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(上田稔選) 先生からのいろいろな御忠告でございますが、やはり人には人のおのの生き方がございまして、我行かんといい氣持ちはこれは常に持つておりまして、それを明らかに外に出して戰國的にわあつと行く方と、来れば来いということで、しかしどこまでも進んでいくというやり方とありますので、やはり自分の性格に合ったものによつてやつていくということが一番よいのではないかと私は考えております。

○中村鋭一君　よくわかりました。ひとつ大いに頑張っていただきますようにお願いを申し上げて

この日曜日、二十四日、私自分で車で、たまたまこの委員会の審議もございいますので琵琶湖を見て回ったんです。あそこの南郷洗堰、琵琶湖からたった一本流れ出ております瀬田川、宇治川、末は淀川になりますが、あの洗堰のところへ参りました。あそこは、私釣りが好きでして、何十回も釣りに行つたんです、若いころに。当時はシジミがいっぱいありましたし、それからヒガイといいう、魚へんに天皇の皇と書きますが、非常に琵琶湖に特殊な魚でございます。それがシジミのえさでよく釣れたんですよ。

ところがこの間日曜日行きましたら、あの日曜日の屋下がりにも南郷洗堰に釣り人がたつた三人しかおりませんでした。聞きましたら、もう何にも魚が釣れなくなつてしまつた。ヒガイはどうですかつて聞いたたら、ヒガイなんかもう何年も前から一匹もこんなところ釣れやせぬと、こういうことなんです。同時に、一種えも言われぬにおいがいたしまして、そのにおいの原因が何であるかは私わからなかつたんですけれども、少なくとも昔は全くしていなかつた、心地よいにおいではなくて、むしろアンカンファタブルなおいがしていたわけですね。だからやつぱり湖というのはきれいにしなきゃいけないと痛感して帰つてきた次第でございます。

さて、今回のこの湖沼法は、専ら水質の汚濁を
中心に審議されておりますし、法律案の目的もそ
こにあると思いますが、丸谷委員、ちよつとあな
たにお尋ねいたします。

滋賀県で今景觀条例を、もう既に審議にかかっておりますか、提案しようとしておりますか、でございしますが、まずこれにつきまして承知しているところがあればお伺いしたいと思ひます。

○政府委員（山崎圭君） お答え申し上げます。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例という名前だと承知しておりますが、五十六年に国民体育大会が滋賀県で行われまして、そのときの各方面

の要望なり何なりを受けまして、県当局が各界の意見を集約、広く聞き取りまして検討を重ねました結果条例案を成案を得た、かように承知しておりました、その目的は、琵琶湖及びその周辺の自然景観あるいは田園景観、さらにはより広く歴史的な、あるいは文化的な遺産、また町並み、こういったものによって形成されております潤いのある故国の風景を守り育てよう、こういうことを目的としているものである、現在県議会で継続審議的としているものである、中、こういうふうに通っております。

○中村銳一君　滋賀県がまず全国に先駆けてい
ゆる洗剤条例を制定したということ、さらに、洗
剤条例にとどまらず、今回は景観を守ろうとい
う、やや長いタイトルではありますけれど、そう
いう条例をつくろうとしている熱意、これはまさ
に考えようによりましては国の政策を先取りして
滋賀県がやっている、このことについては私は大
いに敬意を払うべきであると思います。しかし、
一面、考えますと、そこまでやらなければなら
ないほど、日本一の大湖を持つております滋賀
県民は追いつめられているということも言える、
思うんですね。

そこで、今回の法律案の私なりに見た非常に不満な点は、周辺の景観を大事に守り、それを育てていこうとする傾向が、努力がこの法律案には見られない、こういう点でございまして、この点につきましては午後討論がありましたので私は環境庁にはお尋ねはいたしません、そこで、今回丸谷議員が発議者になりました湖沼環境保健全特別措置法案、この措置法によれば、単に水質汚濁を防ぐだけではなくて、周辺の景観を、今回例えば滋賀県が条例として制定しようとしているような、周辺の景観を大事にしていこう、こういう案文もこの中に盛り込まれておりますか。いるとすればそれを具体的にお教えをお願いいたします。

○丸谷金保君 本日提案をしたばかりでございますので、法案の内容はよく御検討いただいて、次の委員会で質問通告をちやうだいして丁寧には

御答弁申し上げようと思っておりますけれども、せっかくの御質問でございますので、その点については……

大体、今の政府の提案しておる法案というのは水質中心でございまして、それとやや似た法案としては、二十五条の「自然環境の保護に努めなければならない」というのが政府案です。そして私も社会党がたゞいま提案しております中では、同じような案文は二十八条の「湖沼周辺環境保全地区」という中で「都道府県は、条例で定めるところにより、指定湖沼の周辺の土地の区域のうち湖沼環境の保全上保全することが必要な自然環境を形成している」これを保全地区として自然環境を保護するために、努力する規定でなくて、これを指定することによっていろいろな景観を壊す場合の許可条項にする、こういう形で、政府案と違う法案で、この二十八条にたゞいま御指摘の精神を盛り込んである。

もともと湖沼というのは、水がめであるということと同時に、例えば自然の観察をする、先生いつも御指摘するサンクチュアリーというふうな問題も含めた自然観察ということのため、あるいは美しい湖の岸に立ちまして、何とない情操教育といひますか、こういうふうなものもあわせてその効果というものを守っていかねばならないというところで、この二十八条に自然環境を特にそういう形で入れまして指定するというふうに結んでおります。

以上でございます。

○中村鋭一君 大変立派な見識のある二十八条でございます。結構でございます。残余の質問は次回の委員会に譲りますが、最後に長官にお尋ねいたします。

例えば、今丸谷発議者が指摘されたような、景観を守るための条項を新たに今回の湖沼法に加える意思はあるのかないのか。今回はこれでいくというならば、いずれ時期を見て、例えば景観法というような法律を制定する、そういう前向きな姿勢はあるのかないのか、その辺をお伺いいたします。

まして私の質問を終わります。

○国務大臣(上田稔君) たゞいま景観の保持について、それをまた保護するような法律を出すのかどうか、こういう御質問でございます。

私も、環境の保全、今現在の、例えば琵琶湖の例が出ましたから、琵琶湖の周辺の環境の保全につきましましては、琵琶湖に今かぶつておられますいろいろな環境保全の法律がございまして、それによつてやられていくというふうな考えでございまして、滋賀県の方におきまして今の条例をおつくりになるといふことでございまして、これも私も内容を詳しくはまだ、もつともこれはまだ県会にかかつておるところでございまして、決定してございまして、それで、その内容が、私は今のかぶつておる条例でおおむねいけるといふふうに考えておるのでございまして、その辺もよく調べさせていただきます、検討させていただきますと考えております。

○美濃部亮吉君 小会派の悲しさで、いつでも最終に回されて、皆さんお疲れのところ質問をすることになりますけれども、もうしばらくでございましてから御辛抱を願います。

今度の湖沼法は、五十六年の一月二十七日に出された中公審の答申を尊重して、そうしてこの答申をもとにしてつくられたものであるというふうなお話でございましたけれども、そう考えていいのでございませうか。

○政府委員(佐竹五六君) そのように御理解いただきたいと思います。

○美濃部亮吉君 それでは、今の中公審の答申の中で、水質とそれから自然の環境とは一体になっていくものであつて、その両者は切り離すことができないんだということを繰り返して述べられております。非常にたくさんございましてから全部お読みすることは時間がかりますから、抜きますと、例えば「湖沼の水質汚濁の問題は全国的に広がっており、このまま推移すれば汚濁が更に進行することが懸念される。一方、「湖沼周辺の自然環境が急速に失われつつある。湖岸及びその近傍の陸域、いわゆる水辺は、水質保全機能も有している。また、散策、自然観察等、人々が水と親しむ場としても重要である。こうしたことから、湖沼の環境保全を図る上では、湖沼の水質及びその周辺の自然環境を一体のものとして保全することが肝要である。」というふうに書かれております。

それからもう一つ読みますと、「湖沼の環境は、湖沼の水質とその周辺の自然環境が一体となつて構成されるものである。湖沼の自然環境を人々が自然観察、情操教育等の場として享受し利用することは、人々にとつて湖沼を身近なものとし、ひいては湖沼の水質汚濁に対する自己の責任と役割を認識させることにもなる。こうした湖沼の自然環境を保全するとともに、湖面及び湖沼の清潔・美観の維持、緑地の確保等の措置を積極的に推進する必要がある。」というふうに書かれております。

私、全くそのとおりであつて、湖沼を守るといふことは、水質を保全するといふことはもちろん含まれておりますけれども、それと並んで、あるいはそれ以上に、その周辺の自然環境を守る、そして自然の観察、散策にも人々の憩いの場所として提供する、つまり周辺の人たちの憩いの場所として保全するといふことが主目的であつて、その一つの手段として、一つじゃない、重要でございども、水質の保全といふのがあつたのであるといふふうに思ひますけれども、いかがでございませうか。

○政府委員(佐竹五六君) 先生御指摘いただきました点は、これは客観的な事実としてまさにそのとおりでございまして、これは中公審の諸先生方がいろいろ御議論をいただいた上の結論でございまして、そのことについて私どもはそのとおりであると認識しているわけでございまして。

問題は、先ほども御答弁申し上げましたけれども、この中公審の答申自身でも、まず環境保全のための措置としては、先生今お読みいただきました下の部分でございまして、まず既存の制度を活用せよ、そして、必要があれば湖沼の自然環境の持つ水質保全機能及び親水機能に着目した新たな地区指定の制度を設けることを検討せよ、こういう御答弁でございまして、実は私ども、この検討せよという点について、この部分について政府部内でいろいろ検討したわけでございまして。

そうしますと、とにかく当面現在の制度の運用をすれば足りるのではないかと、つまり、中公審の御答弁で言われているような水質とその周辺の自然環境を一体として保全することができるとはならないかという認識に一応政府部内ではなつたわけでございます。そうしますと、先ほど社会党の現在御提案のような新しい地区制度を設ける必要は必ずしもないだろう、こういうことになりました。そうすると、そういう地区制度を設けないとすれば、法律の名称もやはり現在御提案申し上げましたような水質保全特別措置法といふことで、やはり法律で直接何らかの規制措置を講じようとするその点に着目して法律の名称、目的は決めるべきである、やや法律技術的な話でございまして恐縮でございまして、そのような結果になつたわけでございまして、結論として、目的それから事実認識としては、中公審答申は私どもはもうそのとおりであるといふふうに認識しておるわけでございまして、その実現手段といたしまして、新しい法律にあらゆる政策手段を盛り込むこととはしなかつた、こういうことでございまして。その点ひとつ御理解いただきたいと思います。

○美濃部亮吉君 私は今の議論は大変間違つていふというふうに思ひます。というのは、この公害審議会の今読みました結論は、湖沼汚濁あるいは湖沼を守るということの、客観的におつしやつたけれども、哲学であり原則である、それを述べているというふうに思ふんですよ。それですから、その上に築かれる法律なり行政の施策なりもその哲学に、原則に従つたものでなければならぬ。そうしてその原則は、水質と自然の保護とは一体のものであつて、切り離すことのできない関係に

ある。それをこの湖沼法は切り離してあれし
る点において、僕は全くかたわな法律であると言
わざるを得ないと思うんです。

もうこれ以上その点において議論をしておりま
したら大変に時間をとってしまつて、時間がこ
ざいせんから先に進ませていただきます。

それからもう一つ言いたいことは、湖沼法で
は、もう非常に悪くなったという湖沼を生き返ら
せるといふことも非常に大切だと思ふんです。し
かしながらそれだけでは十分でない。一般の湖沼
はすべてどんどんどんと悪くなつてゐる。そ
れをほうつておいて、一定の水準以下になつた湖
沼を指定して、その湖沼に全力を挙げるといふや
り方は片手落ちである。

それだから、つまり、悪くなりつつあるそう
いふ湖沼を守ることが、ある意味においては
悪くなったものを救う以上に先にやるべきこと
ではないか。もしそれをやらないとみんな悪くな
る。そして、悪くなった湖沼をもとに復活させ
るといふのは非常に難しい、非常に金がかかる、
非常に時間がかかる。そして、そつちを一生懸
命やつていけばほかの湖沼が、今はいいけれど
も、悪くなりつつある湖沼がみんな悪くなつてし
まう。そうなるにつれて我々はお手上げにな
つてしまふんで、その水準以下になつた湖沼を重
点としてこの法律が適用される。もちろん、だ
んだんだん指定をふやすというところをおつし
やでしようけれども、どうしても後回しになる。
もう體ヶ浦とか諏訪湖とかいうあれの指定が大体
準備されてゐるらしいですけれども、一遍それを
指定されてしまつと、どうしてもそのほかの、今
申しました悪くなりつつある湖沼を守るといふの
が後回しになつてしまふ。その点非常に私は心配
なんですけれども、いかがでございますか。

○國務大臣(上田樁吉) お答え申し上げます。
先生の御理論は、今まだ汚染をされておらない
そういう湖沼を先を守るべきではないか、そうし
て、進んでおるものも、いたし方がないんだから
それは後回しにしない、こういう御意見だと思

うのでございます。

この湖沼法をつくりまして、何とかして水質を
よくしたいという湖沼は、指定湖沼といひます
湖沼は、今非常に利用されておるといふか、使わ
れております湖沼でございます。あるいは水道の
水源といひまして、あるいは農業用水の水源と
いたしまして、また水産物をつくり出す湖といひ
まして、生産をする湖といひまして、あるいは
はまた、この水辺で、観光といひますか、水浴
をやりあるいは船を浮かべ、そういうようなこと
に使われております湖沼において水質が悪くなつ
てきつあるし、さらにまだ悪くなつていく傾向
にあるというようなことを早くそれとめて、そ
うしてよくしていきたい、こういうことでござい
ますので、私は、やはりそういう使われておりま
す大きなものを早く直していくという方法をとり
たい。それには、今もうつていただいております
です、いろいろな面におきまして、ただ、これが計
画的にされておらないという点から非常に不
備な点が多い。また、予算についても非常に思
ひ違いになつておるといふような点をこれを計画
的に持つていきたいということから、湖沼法の指
定湖沼というものを考えさせていただいた次第で
ございます。

○美濃部亮吉君 長官は、牛久沼という、手賀沼
に行かれたそうだけれども、手賀沼の少し離れ
たところにある沼にいらしたことがございま
す。

○國務大臣(上田樁吉) 私、牛久沼の中へまで入
つていたことはございませんけれども、あそこ
は利根川下流の水系でございますが、そういう意
味でそこへ行かしていただいたことはございま
す。

○美濃部亮吉君 牛久沼は、霞ヶ浦、手賀沼、印
旛沼それから牛久沼、それらの湖の中で最も美
しいというか、汚染されてない沼でございます。
最近アオコが少し発生しているけれども、霞ヶ浦
や諏訪湖に比べれば数倍きれいなもので、あそこ
に参りますと、子供たちが釣りざおを担いでみん

な魚をとりに行く、魚を釣るということもできる
ようなあれなんです。

私は、悪くなりつつある沼をできるだけ守つて
ほしい、そういう具体例の一つとして牛久沼を挙
げたんで、この牛久沼については二十九日の委員
会でおなことを中心として御質問しようと思ひま
す。笹川良一という競艇の親玉、これが自分の競
艇の練習場を牛久沼につくろう、こういう願書を
出してございまして、今のところは、市民運動があ
つてそれが一応はストップされてゐるやに聞いて
おりますけれども、今度は土地会社を別の会社と
組んで、そして新しく首長、周囲の町の町議会
に申請するといふことをやろうといふ大問題に
なつてゐるそうでございますけれども、私は、あ
の牛久沼が競艇の練習をする場になつたらば、あ
の牛久沼がめちやくちやになつてしまふ。そうい
うことこそやめさせるべきである。

牛久沼については二十九日になお詳しく御質問
をしたいと思ひますけれども、今の私の話をどう
いうふうにお聞きになりますか。

○國務大臣(上田樁吉) 牛久沼の話につきまして
は、私今初めてここでお聞きをしたのでございま
すので、まだどういふ内容が詳しくわかりません
ので、それはなにごともできません。しかし、ここ
に書いてありますBODの数値からいいますと、環境
基準の河川のBを達成いたしております。今第一
回目の指定に入らないからといって、その湖沼が
使用されておりましたら、その程度に応じてこれ
は当然また指定になつていくものと考え次第で
ございます。

○美濃部亮吉君 私は、個々、水質がどうだこ
うだといふ問題よりも、地域住民及び周囲の人たち
の憩いの場としての牛久沼、その牛久沼の存在が
危うくなるという点において、ボート競走の練習
場になつて騒音をまき散らすといふことは、何と
してでもとめていただかなければならないと思つ
ております。

私の質問を終わります。
○委員長(稲山篤君) 両案に対する本日の質疑は

この程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後五時二十三分散会

六月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、湖沼環境保全特別措置法案(丸谷金保君外
二名発議)

湖沼環境保全特別措置法案

湖沼環境保全特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 指定湖沼の湖沼環境の保全に関する計
画等(第三条―第六条)
- 第三章 指定湖沼の湖沼環境の保全に関する特
別の措置(第七條―第十條)
- 第四章 雑則(第三十條―第四十條)
- 第五章 罰則(第四十一條―第四十六條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、湖沼環境の保全上有効な施
策の実施を推進するための湖沼環境保全基本方
針を定めるとともに、湖沼環境の保全に関する
施策を講ずることが緊要な湖沼についてその実
施すべき施策に関する計画の策定、湖沼特定施
設及び指定施設の設置の規制、富栄養化による
被害の発生防止、湖沼周辺環境保全地区の指
定等の特別の措置を講ずることにより、湖沼環
境の保全を図り、もつて国民の健康で文化的な生
活の確保に寄与することを目的とする。

(湖沼環境保全基本方針)

第二条 政府は、湖沼が水資源及び水産の場とし
ての機能その他人間生活にとつて多様な機能を
営む重要な水域として国民の健康で文化的な生
活環境の確保に重要な役割を果たしていること
にかんがみ、現在及び将来の国民がその恵沢を
享受することができるよう、湖沼環境の保全
(湖沼の水質及びこれに影響を及ぼす湖沼の周
辺の自然環境を一体として保全すること)をい

う。以下同じ。をを図る上で有効な施策の実施を推進するための湖沼環境の保全に関する基本方針（以下「湖沼環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

2 湖沼環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 湖沼環境の保全に関する基本構想

二 指定湖沼及び指定地域の指定に関する基本的な事項

三 湖沼環境の保全のため講ずべき施策に関する基本的な事項

四 他の法律に基づく関連諸制度との調整の指針

五 その他湖沼環境の保全に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、湖沼環境保全基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、湖沼環境保全基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、湖沼環境保全基本方針の変更について準用する。

第二章 指定湖沼の湖沼環境の保全に関する計画等

(指定湖沼及び指定地域)

第三条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第九条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（第二十四条第一項において「水質環境基準」という。）が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれがある湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等及び当該湖沼の周辺の自然環境の悪化等からみて特に湖沼環境の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。

2 関係市町村の住民は、都道府県知事に對し、前項の申出につき意見を述べることができる。

3 内閣総理大臣は、指定湖沼の湖沼環境の保全に関係があると認められる地域を指定地域として指定するものとする。

4 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定しようとするときは、前項の地域を管轄する都道府県知事（指定湖沼の指定については、第一項の申出をした都道府県知事を除く。）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により関係市町村の住民の意見を聴くに当たつては、総理府令で定めるところにより、公聴会を開くものとする。

7 内閣総理大臣が指定湖沼又は指定地域の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

8 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定するときは、その旨を官報で公示しなければならない。

9 第一項（都道府県知事の申出に係る部分に限る。）、第二項及び第四項から前項までの規定は指定湖沼の指定の変更又は解除について、第四項から前項までの規定は指定地域の指定の変更又は解除について準用する。

(指定湖沼環境保全計画)

第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼環境保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼環境の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「指定湖沼環境保全計画」という。）を定めなければならない。

2 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、関係都府県知事は、その協議によつて指定湖沼環境保全計画を定めるものとする。

3 指定湖沼環境保全計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画の目標及び期間

二 下水道及びし尿処理施設の整備に関する事項

三 汚濁負荷量の削減に関する事項

四 富栄養化の防止に関する事項

五 しゅんせつ、ばつ気その他指定湖沼の水質の保全に資する事業に関する事項

六 指定湖沼の周辺の自然環境の保全のための措置に関する事項

七 その他湖沼環境の保全のための措置に関する事項

4 都道府県知事は、指定湖沼環境保全計画を定めようとするときは、当該指定湖沼環境保全計画に定められる事業を実施する者（国を除く。）、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）に協議するとともに、内閣総理大臣の同意を得なければならない。この場合においては、前条第六項の規定を準用する。

5 内閣総理大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

6 都道府県知事は、指定湖沼環境保全計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係市町村長に送付するとともに、公表しなければならない。

7 前三項の規定は、指定湖沼環境保全計画の変更について準用する。

(事業の実施)

第五条 指定湖沼環境保全計画に定められた事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(指定湖沼環境保全計画の達成の推進)

第六条 国及び地方公共団体は、指定湖沼環境保全計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 指定湖沼の湖沼環境の保全に関する特別の措置

(湖沼特定施設の設置の許可)

第七条 指定地域において工場又は事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に水を排出する者は、同条第二項に規定する特定施設（第十四条の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む。第十六条第一項、第二十七条及び第四十条において同じ。）で政令で定める施設以外のもの（以下「湖沼特定施設」という。）を設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 湖沼特定施設の種類

四 湖沼特定施設の構造

五 湖沼特定施設の使用の方法

六 湖沼特定施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法

七 排出水（湖沼特定施設を設置する指定地域内の工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。）の量（排水系統別の量を含む。）

八 排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）その他総理府令で定める事項

3 前項の申請書には、当該湖沼特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示すると

ともに、前項の書面をその告示の日から三週間
関係市町村の住民の縦覧に供しなければなら
ない。

5 都道府県知事は、前項の告示をしたときは、
当該湖沼特定施設の設置に係る湖沼環境の保全
について、他の関係都府県知事、関係市町村長
及び関係市町村の住民の意見を聴かなければな
らない。この場合においては、第三条第六項の
規定を準用する。

6 第三項の事前評価に關し必要な事項は、総理
府令で定める。

(湖沼特定施設の設置の許可の基準)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の申請に係
る湖沼特定施設が次の各号のいずれかに該当す
るものであると認めるときでなければ、同項の
許可をしてはならない。

一 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場
に係るものであること。

二 当該湖沼特定施設からの汚水等の排出が湖
沼環境の保全を図る上において著しい支障を
生じさせるおそれがないものであること。

2 都道府県知事は、前第一項の許可の申請に係
る湖沼特定施設が前項第一号に該当する場合に
おいても、同条第一項の許可については、当該
湖沼特定施設を設置することが環境に及ぼす影
響について十分配慮しなければならぬ。

(湖沼特定施設に係る経過措置)

第九条 一の施設が湖沼特定施設となつた際現に
指定地域においてその施設を設置している者
(設置の工事をしていない者を含む。以下この項
において同じ。)又は一の地域が指定地域とな
つた際現にその地域において湖沼特定施設を設
置している者であつて排水を排出するものは、
当該施設について第七条第一項の許可を受け
たものとみなす。

2 前項の規定により第七条第一項の許可を受け
たものとみなされた者は、当該施設が湖沼特定
施設となつた日又は当該地域が指定地域となつ
た日から三十日以内に、総理府令で定めるとこ

ろにより、同条第二項各号に掲げる事項を都道
府県知事に届け出なければならない。

(湖沼特定施設の構造等の変更)

第十条 第七条第一項の許可を受けた者は、その
許可に係る同条第二項第四号から第七号までに
掲げる事項の変更をしようとするときは、総理
府令で定めるところにより、都道府県知事の許
可を受けなければならない。ただし、総理府令
で定める軽微な変更については、この限りでな
い。

2 前項の許可を受けようとする者は、総理府令
で定める事項を記載した申請書を都道府県知事
に提出しなければならない。

3 第七条第三項から第六項まで及び第八条の規
定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用
する。

4 第七条第一項の許可を受けた者は、第一項た
だし書の総理府令で定める軽微な変更をしたと
きは、その日から三十日以内に、その旨を都道
府県知事に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第十一条 第七条第一項の許可を受けた者は、そ
の許可に係る同条第二項第一号、第二号若しく
は第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又
はその許可に係る湖沼特定施設の使用を廃止し
たときは、その日から三十日以内に、その旨を
都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十二条 第七条第一項の許可を受けた者からそ
の許可に係る湖沼特定施設を譲り受け、又は借
り受けた者は、当該湖沼特定施設に係る当該許
可を受けた者の地位を承継する。

2 第七条第一項の許可を受けた者について相続
又は合併があつたときは、相続人又は合併後存
続する法人若しくは合併により設立した法人
は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第七条第一項の許可を受
けた者の地位を承継した者は、その承継があつ
た日から三十日以内に、その旨を都道府県知事

に届け出なければならない。

(違反に対する措置命令)

第十三条 都道府県知事は、第七条第一項の規定
に違反して湖沼特定施設を設置した者又は第十
条第一項の規定に違反して同項に規定する事項
を変更した者に対して、当該湖沼特定施設の除
却、操業の停止その他当該違反を是正するため
に必要な措置を採るべき旨を命ずることができ
る。

(みなし特定施設に係る排水の排出の規制等)

第十四条 指定地域においては、湖沼の水質にと
つて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定
する程度の汚水等を排出する施設として政令で
定める施設について、これを同項に規定する特
定施設とみなし、同法の規定を適用する。この
場合において、同法第十二条第二項中「なつた
際」とあるのは「なつた際又は一の地域が湖沼環
境保全特別措置法第三条第三項の指定地域とな
つた際」と、「なつた日」とあるのは「なつた日又
は当該地域が同項の指定地域となつた日」と、
「六月間」とあるのは「一年間」と、「一年間」とあ
るのは「三年間」と、同法第十三条第四項中「第
二条第二項」とあるのは「湖沼環境保全特別措置
法第十四条」と、「政令又は」とあるのは「政令若
しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第
三条第三項の指定地域の指定若しくはその変更
」とする。

(水質汚濁防止法等の適用関係)

第十五条 水質汚濁防止法第五条から第十条ま
で、第十一条第一項から第三項まで及び第二十
三条第三項から第五項まで(同法第五条、第七
条、第八条、第八条の二、第十条及び第十一条
に係る部分に限る。)並びに海洋汚染及び海上
災害の防止に関する法律昭和四十五年法律第
百三十六号(第三十七条第一項の規定は、指定
地域において湖沼特定施設を設置する工場又は
事業場から排水を排出する者に係る当該湖沼
特定施設については、適用しない)。

2 指定地域における水質汚濁防止法第二十二

第一項の規定の適用については、同項中「この
法律」とあるのは、「この法律(湖沼環境保全特
別措置法第七條から第十三條までの規定を含
む。）」とする。

(指定施設の設置の届出)

第十六条 指定地域において、水質汚濁防止法第
二条第二項第二号に規定する項目に關し湖沼の
水質の汚濁の原因となる物を発生し、及び公共
用水域に排出する施設(同項に規定する特定施
設であるものを除く。)であつて、湖沼の水質保
全上同法第三条第一項又は第三項の排水基準に
よる規制により難いものとして政令で定めるも
の(以下「指定施設」という。)を設置しようとし
る者は、総理府令で定めるところにより、次の
各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なけ
ればならない。ただし、当該指定施設の設置に
ついて河川法第二十六条の規定による河川管理
者の許可を受けたときは、この限りではない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 指定施設の所在地

三 指定施設の種類

四 指定施設の構造

五 指定施設の使用の方法

六 その他総理府令で定める事項

2 河川管理者は、前項ただし書の許可をしたと
きは、その旨を都道府県知事に通報するものと
する。

(経過措置)

第十七条 一の施設が指定施設となつた際現に指
定地域においてその施設を設置している者(設
置の工事をしていない者を含む。以下この項にお
いて同じ。)又は一の地域が指定地域となつた
際現にその地域において指定施設を設置してい
る者は、当該施設が指定施設となつた日又は当
該地域が指定地域となつた日から三十日以内
に、総理府令で定めるところにより、前条第一
項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出な
ければならない。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(指定施設の構造等の変更の届出)

第十八条 第十六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者(第十六条第二項前条第二項において準用する場合を含む。)の通報に係る者を含む。次条第一項において同じ。は、第十六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、第十六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十六条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

(承継)

第十九条 水質汚濁防止法第十一条第一項及び第二項の規定は、第十六条第一項又は第十七条第二項の規定による届出をした者の地位の承継について準用する。

2 前項において準用する水質汚濁防止法第十一条第一項又は第二項の規定により前項に規定する者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、河川法第三十三条第三項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

3 第十六条第二項の規定は、前項ただし書に規定する場合について準用する。

(基準遵守義務)

第二十条 指定地域において指定施設を設置している者は、当該指定施設について、総理府令で定めるところにより都道府県知事が定める構造及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の基準を定めるとき

は、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(改善勧告及び改善命令)

第二十一条 都道府県知事は、指定地域において指定施設を設置している者が前条第一項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。

3 前二項の規定は、前条第一項の基準の適用の際現に指定地域において指定施設を設置している者設置の工事をして他の政令で定める設置に係る規定による届出その他の政令で定める設置に係る手続をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。に係る当該指定施設については、当該基準の適用の日から一年間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間)は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及び当該基準の適用の日以後当該施設についてその者が第十六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更(その日前に第十八条第一項の規定による届出その他の政令で定める変更に係る手続が行われた変更及び総理府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、小規模の事業者に対する第一項又は第二項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(報告及び検査)

第二十二条 都道府県知事は、この法律の施行に

必要な限度において、指定施設を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項に

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用指定施設)

第二十三条 前三条の規定は、湖沼特定施設であつて、指定施設に準ずるものとして政令で定め

(汚濁負荷量の総量の削減)

第二十四条 都道府県知事は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出され

同法第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の項目で指定湖沼ごと

同法第二条第二項第二号に規定する項目のうち(以下「総量削減指定湖沼」という。)における

同法第二条第二項第二号に規定する項目のうち(以下「総量削減指定湖沼」という。)における

2 湖沼総量削減計画においては、当該総量削減指定地域における削減の目標、目標年度、目標達成の方途その他汚濁負荷量の総量の削減に

3 都道府県知事は、第一項に規定する要件に該当すると認められる指定湖沼があるときは、同項の総量削減指定湖沼を定める政令の立案につ

4 内閣総理大臣は、第一項の総量削減指定湖沼を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、当該指定湖沼に係る指定地域を管轄する都道府県知事(前項の申出をした都道府県知事を除く。)の意見を聴かなければなら

5 都道府県知事は、第三項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴かなければ

6 第一項の規定により定めた湖沼総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減については、湖沼総量削減計画を水質汚濁防止法第四条の三に規定する総量削減計画とみなし、同法(第十四条の規定により適用される同法の規定を含む。、同法第四条の二及び第四条の三の規定を除く。)を適用する。この場合において、同法中「指定地域」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第二十四条第一項に規定する総量削減指定地域」と、同法第二十三条第三項中「特定施設」とあるのは「特定施設湖沼環境保全特別措置法第十四条の規定により特定施設とみなされる施設を含む。以下同じ」と、同法第十三条第四項中「第四条の二第一項の地域を定める政令又は」

とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第十四条の施設を定める政令、同法第二十四条第一項の

とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第十四条

とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第十四条

総量削減指定湖沼を定める政令若しくは」と、

「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第三項の指定地域の指定若しくはその変更」と、同法第十六条第三項中「指定水域」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第二十四条第一項に規定する総量削減指定湖沼」とする。

(富栄養化による被害の発生防止)

第二十五条 環境庁長官は、指定湖沼の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、指定地域において公共用水域に排出される機その他の政令で定める物質(以下この条及び次条において「指定物質」という。)の削減に關し、政令で定めるところにより、削減の目標、目標年度その他必要な事項を示して、指定物質削減指導方針(以下この条において「指導方針」という。)を定めるべきことを指示することができる。

2 指導方針においては、目標年度において削減の目標を達成することを目的として、指定物質の削減に關する指導の方針その他必要な事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、指導方針を定め、又は変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、前項の事項を環境庁長官に報告しななければならない。

4 都道府県知事は、指導方針を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

5 都道府県知事は、指定地域において指定物質を公共用水域に排出する者に対し、指導方針に従い、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(報告の徴収)

第二十六条 都道府県知事は、前条第五項の指導、助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、指定地域において事業活動に伴つて指定物質を公共用水域に排出する者で政令で定めるものに対し、汚水等の処理の方法その他必要な事項に關し報告を求めることができる。

(指導等)

第二十七条 都道府県知事は、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又は指定施設を設置する者以外の者であつて、指定地域において同項第二号に規定する項目に關し汚水等その他の湖沼の水質の汚濁の原因となる物を公共用水域に排出するものに対し、指定湖沼環境保全計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(湖沼周辺環境保全地区)

第二十八条 都道府県は、条例で定めるところにより、指定湖沼の周辺の土地の区域のうち湖沼環境の保全上保全することが必要な自然環境を形成しているものを湖沼周辺環境保全地区として指定することができる。

2 都道府県は、湖沼周辺環境保全地区における前項の自然環境を保全するため、条例で定めるところにより、湖沼周辺環境保全地区内における工作物の新築、土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の採取その他の行為につき都道府県知事の許可を受けなければならないものとすることができる。

3 都道府県は、前項の規定に基づく条例の規定による処分によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。(埋立て等についての特別の配慮)

第二十九条 都道府県知事は、指定湖沼における公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認については、第二条第一項の湖沼の特殊性につき十分配慮しなければならない。

2 前項の規定の運用についての基本的な方針に關しては、中央公害対策審議会において調査審議するものとする。

第四章 雑則

(勧告又は助言)

第三十条 環境庁長官は、この法律の適正かつ円滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、必要な勧告又は助言をすることができる。

助言をすることができる。

2 環境庁長官は、都道府県知事に對し、前項の勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

(財政上の援助等)

第三十一条 国は、地方公共団体が指定湖沼環境保全計画に基づく事業を円滑に実施することができるよう、当該地方公共団体に対し、財政上の援助その他必要な援助を行うように努めなければならない。

(国の負担又は補助の割合等の特例)

第三十二条 指定湖沼環境保全計画に定められた事業のうち別表に掲げる事業に係る経費に對する国の負担又は補助の割合(以下この条において「国の負担割合」という。)は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に對する他の法令の規定による国の負担割合が、同項の政令で定める割合を超えるときは、当該事業に係る経費に對する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 第一項に規定する事業に係る経費につき前二項の規定による国の負担割合により国が負担し又は補助する場合における国の負担金若しくは補助金の交付又は地方公共団体の負担金の納付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。(資金のあつせん等)

第三十三条 国は、事業者が行う指定湖沼の湖沼環境の保全のための施設の整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(指定湖沼管理基金)

第三十四条 指定湖沼及びその周辺地域の全部又は

は一部をその区域を含む地方公共団体は、指定湖沼の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これらに類する指定湖沼の維持管理の事業並びに指定湖沼及びその周辺地域の環境の保全に寄与する施設で当該地域に存するものの維持管理の事業の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金として、指定湖沼管理基金を設けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第三十五条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に對し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定湖沼の湖沼環境の保全に關し意見を述べることができる。

2 河川管理者、港湾管理者(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)その他指定地域内の公共用水域の管理を行う者で政令で定めるものは、この法律の施行に關して当該公共用水域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、指定湖沼の湖沼環境の保全に關して意見を述べることができる。

(監視、測定等の体制の整備)

第三十六条 国は、湖沼及びその周辺の自然環境の状況を把握し、並びに湖沼環境の保全のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

(調査研究の推進等)

第三十七条 国は、湖沼環境の保全に關する調査研究及び技術の開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、湖沼環境の保全に關し、知識の普及を図るとともに、国民の協力を求めるように努めなければならない。

(経過措置)

第三十八条 この法律の規定に基づき命令を制定

し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む。）を定めることができる。

（事務の委任等）

第三十九条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第三十一条（同条第九項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項、第二十条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第一項及び第三項に規定する事務を除く。）は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総務府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

（条例との関係）

第四十条 この法律の規定は、指定地域において、地方公共団体が、指定施設（第二十三条の政令で定める施設を含む。以下同じ。）について、水質汚濁防止法（第二十条第二号に規定する項目以外の項目に、及び指定施設以外の同号に規定する項目に）ついて湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設（同項に規定する特定施設であるものを除く。）について、その施設の構造又は使用の方法に、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第五章 罰則

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項又は第十條第一項の規定に違反した者

二 第十三條の規定による命令に違反した者

第四十二条 第二十一条第二項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処す

る。

第四十三条 第十六條第一項又は第十八條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九條第二項又は第十七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二條第一項（第二十三条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十六条 第十條第四項、第十一條、第十二條第三項、第十八條第二項又は第十九條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條並びに第三條第一項（都道府県知事の申出に係る部分に限る。）、第二項及び第四項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

（水質汚濁防止法の一部改正）
2 水質汚濁防止法の一部を次のように改正する。

（環境庁設置法の一部改正）
3 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八

号）の一部を次のように改正する。

第四條第十五号中「及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和五十九年法律第百十号）」を、「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）」に改める。

別表（第三十二條関係）

事業の区分	国の負担割合の範囲
河川法（第四條第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	四分の三以内
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事	四分の三以内
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道の設置又は改良	三分の二以内
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更又は区画整理	百分の六十五以内
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項に規定する保安施設事業（政令で定めるものを除く。）	四分の三以内
都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設の新設、増設又は改良	十分の五・五以内
自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第二条第六号に規定する公園事業で政令で定めるもの	十分の五・五以内

この法律施行に要する経費

この法律の施行に要する経費としては、初年度約一億円の見込みである。

昭和五十九年七月九日印刷

昭和五十九年七月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W